

# 令和5年12月定例会 文教厚生常任委員会記録

令和5年12月4日（月）

令和5年12月15日（金）

令和5年12月19日（火）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室



# 目 次

令和5年12月4日（月）	.....	7 頁
令和5年12月15日（金）	.....	15 頁
令和5年12月19日（火）	.....	93 頁



## 令和5年12月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	12月4日（月）	委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第2日	12月15日（金）	審査日程の決定 スポーツ文化部審査 議案乙第30号、議案甲第60号～第63号 <span style="float: right;">〔説明、質疑〕</span> 報告（スポーツ振興課） 駅前不動産スタジアム座席について <span style="float: right;">〔報告、質疑〕</span> 健康福祉みらい部審査 議案乙第30号・第34号、議案甲第58号 <span style="float: right;">〔説明、質疑〕</span> 報告（高齢障害福祉課） 高齢者福祉計画策定の概要について <span style="float: right;">〔報告、質疑〕</span> 教育部審査 議案乙第30号・第34号 <span style="float: right;">〔説明、質疑〕</span>

<p>第3日</p>	<p>12月19日（火）</p>	<p>現地視察</p> <p>陸上競技場（蔵上町）</p> <p>駅前不動産スタジアム（京町）</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第30号・第34号、議案甲第58号・第60号～第63号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p>
------------	------------------	--

## 12月定例会付議事件

### 1 市長提出議案

[令和5年12月15日付託]

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号) [可決]

議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号) [可決]

議案甲第58号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例及び鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第60号鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第61号鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第62号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第63号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例 [可決]

[令和5年12月19日 委員会議決]

### 2 報告

駅前不動産スタジアム座席について(スポーツ振興課)

高齢者福祉計画策定の概要について(高齢障害福祉課)

### 3 その他

委員長の互選 [令和5年12月4日互選]

副委員長の互選 [令和5年12月4日互選]

委員席の指定 [令和5年12月4日指定]

文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件 [継続審査]

[令和5年12月19日決定]





令和5年12月4日（月）



## 1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長（年長委員） 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係長 大塚隆正

議事調査係主査 松雪望

## 4 日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

## 5 傍聴者

なし

## 6 その他

なし

## 年長委員の紹介

### 松雪望文教厚生常任委員会書記

文教厚生常任委員会担当書記の松雪と申します。

書記として至らぬ点が多々あるかと思いますが、精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、選任後最初の委員会でありますので、委員会条例第8条第2項の規定により、年長委員が委員長との互選を行うことになっております。

本日の出席委員中、成富牧男委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

成富委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 成富牧男年長委員

ただいま御紹介いただきました成富でございます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長選出まで委員長の職務を行います。

皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

## 午後4時55分開会

### 成富牧男年長委員

これより委員会を開会いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

## 委員長の互選

### 成富牧男年長委員

早速ですが、委員長の互選を行います。

委員長は委員会において互選することになっています。

どういう方法で選任したがるしいか、皆さんの御意見を賜りたいと存じます。

### 中川原豊志委員

慣例ですが、指名推薦でいかがでしょうか。





樋口伸一郎委員長

次は委員席の協議になりますが、休憩を取って協議したいと思いますので、暫時休憩をいたします。

午後 5 時休憩



午後 5 時開会

樋口

伸一郎委員長

再開いたします。

委員席につきましては、ただいま御着席の席を指定させていただきます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



樋口伸一郎委員長

それでは、以上で本日の委員会を散会いたします。

午後 5 時 1 分散会

文教厚生常任委員会委員席表

樋口伸一郎委員長

○



西依義規委員 ○

牧瀬昭子委員 ○

田村弘子委員 ○

○ 成富牧男副委員長

○ 中川原豊志委員

○ 緒方俊之委員



令和5年12月15日（金）



## 1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

地域福祉課生活支援係長 原裕人

高齢障害福祉課長 竹下徹

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 犬丸喜代子

高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下川有美

こども育成課長 高松隆次

こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 豊住佐知子

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

兼保健センター所長 八尋茂子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室新型コロナウイルスワクチン接種対策係長 井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

国スポ・全障スポ推進課総務企画係長 小石基博

国スポ・全障スポ推進課競技式典係長 安川直樹

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長 佐藤直美

文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長 久保山智博

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

教育総務課長補佐兼教育支援係長 辻亮子

学校教育課長 古賀泰伸

学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 井手崇雄

学校教育課教育指導係長兼指導主事 守田茂

学校教育課インクルーシブ教育推進係長 古賀直美

学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕

学校給食課長補佐兼学校給食センター係長 中牟田恒

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

生涯学習課参事 久家喜男

生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長 豊増裕規

生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 久山高史

生涯学習課文化財係長 島孝寿

生涯学習課文化財係総務主査 大庭敏男

生涯学習課図書係長 中溝雄二

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

## 5 日程

### 審査日程の決定

#### スポーツ文化部審査

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第60号鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例

議案甲第61号鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例

議案甲第62号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

議案甲第63号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

#### 報告（スポーツ振興課）

駅前不動産スタジアム座席について

〔報告、質疑〕

#### 健康福祉みらい部審査

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案甲第58号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例及び鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

#### 報告（高齢障害福祉課）

高齢者福祉計画策定の概要について

〔報告、質疑〕

#### 教育部審査

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし



午前10時41分休憩



午前10時47分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。



スポーツ文化部

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

樋口伸一郎委員長

これよりスポーツ文化部関係議案の審査を行います。

審査いたします議案は、予算関係議案の議案乙第30号、それから議案甲第60号、61号、62号及び63号となっております。

まず、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一スポーツ文化部長

御審議いただきます、一般会計補正予算（第4号）のスポーツ文化部関連の予算につきましては、佐賀県人事委員会勧告に基づく給与改正及び9月の委員会で御議論いただきました陸上競技場のスタンド屋根改修に要する経費を計上いたしております。

具体的には担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

文教厚生常任委員会資料スポーツ文化部関係をお願いいたします。

今回の補正予算では、佐賀県人事委員会勧告に基づく、初任給などの若年層をはじめとする全体の給与月額引上げ、期末勤勉手当の引上げによる給与改正及び人事異動等を伴う補正となって



おり、職員の給料、職員手当等、共済費、会計年度任用職員の報酬、職員手当等について補正を行っております。

この部分につきましては、各課まとめて説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

2 ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

款10教育費、項4 社会教育費、目6 文化振興費、節1 報酬から節4 共済費につきましては、文化芸術振興課職員10名及び市民文化会館における会計年度任用職員2名分の補正でございます。

次に、目7 定住・交流センター費の節1 報酬から節3 職員手当等につきましては、サンメッセ鳥栖における会計年度任用職員7名分の補正でございます。

文化芸術振興課は以上です。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

続きまして、款10教育費、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費について御説明いたします。

節2 給料から節4 共済費につきましては、スポーツ文化部長及びスポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課職員合計23人分の人事異動及び給与改定に伴うものでございます。

目3 体育施設費について御説明いたします。

節1 報酬、節3 職員手当につきましては、体育施設における会計年度任用職員21人分の給与改定に伴うものでございます。

節14 工事請負費につきましては、資料の5 ページをお願いいたします。

令和6年に佐賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会における競技会場として使用される陸上競技場について、老朽化が進むスタンド屋根等の改修を行うもので事業内容といたしましては陸上競技場スタンドの屋根改修及び鉄骨、ベンチの塗装を行うものでございます。

なお、本改修につきましては、当初は施設の長寿命化の観点から改修が必要となる、観覧席、座席シートの改修などと併せて計画的に実施することといたしておりましたが、一般質問及び委員会総意での御指摘を受け、国民スポーツ大会に間に合うように改修することとし、予算のほうを計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

#### **古賀友子スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長**

資料の3 ページをお願いいたします。

目4 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進費の節1 報酬及び節3 職員手当等につきましては、国スポ・全障スポ推進課、会計年度任用職員2名分の補正でございます。

以上でございます。

**小川智裕スポーツ振興課長**

続きまして、繰越明許費について御説明させていただきます。

資料4ページをお願いいたします。

款10教育費、項5保健体育費、陸上競技場改修事業につきましては、改修に期間を要することから翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございます。

執行部の御説明が終わりました。

これより質疑を行います。

**牧瀬昭子委員**

陸上競技場の改修事業についてお尋ねいたします。

繰越明許なども出ておりますけれども、この事業に関するスケジュールを教えてください。

**小川智裕スポーツ振興課長**

議決をいただきまして発注をしまして、完成につきましては、遅くとも令和6年8月までに完了を終えることとしております。

国スポで使用されるのが9月上旬となっておりますので、8月いっぱいまでに完了を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

**樋口伸一郎委員長**

よろしいですか。

**牧瀬昭子委員**

はい。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにありませんか。

**中川原豊志委員**

同じく陸上競技場の改修工事ですが、前回の要望も含めて、今回計上していただいてありがとうございます。

まず一点が、工事の内容の説明があったんですけども、屋根の分は、屋根の上も下もなのか、その辺がよく分からないのと、工事の発注についてはどういうふうを考えていらっしゃるのかお

願います。

#### 時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

まず工事の内容ですが、屋根の部分の写真をつけておりますけれど、アーチの部分については今回取替え——1回外して新たなものを製作していただいて設置をするということで考えております。

鉄骨の部分につきましては、さびの部分とかを1回落としまして、再塗装を。

シーツの部分についても再塗装で考えております。

発注につきましては、市内の建築の業者に一括してできないかというところで考えております。

以上でございます。

#### 樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

#### 西依義規委員

同じところで、これのほかに補修をするようなところがないのかということと、陸上競技場の——大規模改修じゃないけど、総額はどれぐらいかかったんですか。

#### 時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

これまでに国スポに合わせて改修を行った部分につきましては、トータルで約3億2,000万円かかっております。

今回新たに計上させていただく分が3,700万円ということになりますので、約3億6,000万円程度がこれまでの改修でかかった費用ということになるかと思えます。

それと今後の改修につきましては、陸上競技場だけではございませんけれども、今後考えられるのが照明のLED化とか、そこら辺というふうに思っております。

以上でございます。

#### 西依義規委員

陸上競技場に関しては、照明のLED化が終われば大体改修が終わったということですか。

#### 時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

あとは、陸上の計測をするための写真判定室とそのシステムの工事も令和6年度に予定をいたしております。

以上でございます。

#### 西依義規委員

そこまで含めて概算であとどれぐらいかかる予定ですか。

#### 時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

写真判定室を今トータルで1億円ぐらい見込んでますので、さっきの3億6,000万円と1億円で

4億6,000万円ぐらいになろうかと思います。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員**

先ほど言われた写真判定室等も含めて、あと1億円ちょっとかかるというふうなことですが、この陸上競技場の屋根改修の財源についても、その他ですね。

これは国からの補助メニューとか、そういうのはなかったんですか。

それと、今後の写真判定室等についても国からの補助があるのかないか確認をさせていただきます。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

今回の陸上競技場の屋根改修については、その他で財源内訳の記載をさせていただいておりますけれども、財源につきましては、公共施設の整備基金となっております。

補助金の活用のほうも検討したんですけれども、スケジュール的にちょっと間に合わないところがありましたので、今回基金からの繰入れということで対応させていただいております。

来年度計画をしている分については、国の補助を活用して行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにありませんか。

#### **牧瀬昭子委員**

先ほど工事のスケジュールについてお伺いさせていただいたんですが、中川原議員の質問に引き続きで、工事中に利用が可能かどうか教えてください。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

こちらは、足場等は組みますけれども、実際の使用には影響のないところとなっております。

観覧席は使えないところはございますけれども、実際のフィールドとトラック等は使用できる状態ですので、使用しながらということで考えているところでございます。

以上でございます。

#### **牧瀬昭子委員**

すみません、もう一点。

先ほどLED化の話が出たんですけれども、今回いろんな仕様の改定などが行われるときにLEDの話が出ましたが、今後陸上競技場も利用料金の改定なども見越していけるのかということをお尋ねですが、いかがでしょうか。

#### **石丸健一スポーツ文化部長**

施設の整備内容が変われば、当然、料金等ももう一度検討します。



センター条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

委員会資料の6ページを御覧ください。

今回の改正は、これまで入場料等を徴収する場合に1,000円未満の場合と1,000円以上の場合の2区分でございましたホール使用料を、500円以下、500円を超え1,000円以下、1,000円を超え3,000円以下、3,000円を超える場合または営利、営業、宣伝等を目的とする場合の4区分に細分化するものでございます。

使用料区分を細分化することで、文化活動を行う市民団体が発表等の舞台として当館ホールを御利用いただく際に少額の入場料などを徴収して運営費に充てる場合の使用料を下げることで、ホールの利用促進を図ることを目的としております。

実質3,000円以下の入場料を徴収する場合、これまでは基本料金の3倍のホール使用料を頂いておりましたが、基本料金の2.5倍以下となりますので、使用料減額となった分、活動運営資金に回せるようになることで利用しやすくなることを想定しております。

施行日につきましては、令和6年1月1日としております。

次に、議案甲第61号鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

委員会資料の7ページを御覧ください。

改正内容につきましては、これまで入場料等を徴収する場合、1,000円以下の場合と1,000円を超える場合の2区分でございましたホール使用料を、利用促進を図るため、市民文化会館同様4つに細分化するものでございます。

こちらも施行日は令和6年1月1日といたしております。

以上御説明を終わります。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

続きまして、議案甲第62号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、これまで以上に利用しやすい施設とすることで、体育施設の稼働率向上などを図るため、利用の促進、さらなる大会誘致、交流人口の拡大等を目的としたものでございます。

改正の内容について、御説明させていただきます。

まず、市民体育館、市民球場の入場料を徴収する場合の使用料について、現在の最高入場料を最多発券席種の1席当たりの単価に改めるものでございます。

なお、最多販売席種の入場料が最も価格の高い席種の入場料の3分の1を下回る場合、最高入

場料の額を最多販売席種の入場料とみなし、また、最多販売席種の入場料の金額に差があるような場合については、最も高い価格を最多発券席種とすることといたしております。

また、市民球場につきましては、夜間照明の使用料を改正するもので、国スポに向けて行っております改修工事の終了の見込みに当たり見直すものでございます。

次に、市民庭球場、市民公園庭球場の使用料に関しましては、現在、1面1時間当たりの使用料設定とは別に全面1時間当たりの設定がございます。

改正後につきましては、1面1時間当たりのみ設定し、複数名使用する場合には、使用する面の数に1面1時間当たりの単価を利用して積算することといたしております。

9ページをお願いいたします。9ページの4番目になります。

市民庭球場の練習コートの使用料に、小・中・高生と市内、市外の区分を設けるものでございます。

施行日に関しましては、市民体育館及び市民球場の最多販売席種の1席当たりの単価への改正と市民庭球場及び市民公園庭球場の1面当たりの改正につきましては、令和6年1月1日の改正といたしまして、その他の改正につきましては、令和6年の4月1日改正といたしております。

続きまして、議案甲第63号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例案について御説明をさせていただきます。

10ページをお願いします。

改正の理由につきましては、鳥栖スタジアム使用料の料金区分の一部を改正するもので、市民体育館、市民球場同様に、施設の利用促進、さらなる大会誘致、交流人口の拡大を目的としたものでございます。

改正の内容につきまして御説明させていただきます。

入場料を徴収する場合の使用料について、最高額を最多販売席種の1席当たりの単価に改めるもので、市民体育館、市民球場同様に施設の利用促進、さらなる大会誘致、交流人口の拡大を目的としたものでございます。

なお、入場料等を徴収し、アマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合において、最多発券席種の入場料等が最も価格の高い席種の入場料の3分の1を下回るときは、最高価格入場料の額を最多発券席種の入場料とみなすこととしております。

また、最多発券席種の入場料等に金額の別がある場合、最も高い価格を最多発券席種の入場料とすることとしております。

また、諸室使用料に新たに予備室の使用料を加え、特別使用料の広告物を設置する場合、1平米未満の場合の使用料を半額に見直すものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年1月1日といたしております。

以上御説明を終わらせていただきます。

**田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

議案甲第60号、61号について追加説明をさせていただきます。

議案の56ページ、57ページをお開きください。

今回改正はいたしておりませんが、営利、営業、宣伝等を目的とする利用というところでございますが、今回の使用料改正の表の改正ですので、文言自体はこちらのほうは改正しておりませんが、56ページの4のところに、テレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画及び公開録音等は、営利、営業、宣伝等を目的とする場合を適用すると明記しておりますので、入場料を徴収しない場合であっても、こういう公開放送、公開録画という場合には、営利、営業、宣伝等を目的とする場合を適用するものでございます。

以上、補足でございます。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございます。

執行部の御説明が終わりました。

これより質疑を行います。

何かありませんか。

**牧瀬昭子委員**

市民文化会館の利用料について、細分化されることは大変利用しやすくなるなということで前向きに質問させていただきたいんですけども、この利用率について、まずお尋ねをさせていただきたいんですが。

現在の利用率がどの程度あるのか、今後改定することによってどのぐらい利用が促進される見込みなのか、その見込みによって利用料金がどれぐらい減額っていくか、減ってしまう予定になるのかというのが、もし見込みがあれば教えてください。

大ホールでお願いします。

**田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

令和4年度の実績で申し上げます。

大ホールが令和4年度利用件数が100件でございます。

そのうち、入場料を徴収しているものについてでございますが、500円以下の入場料を取ってらっしゃる団体が5件ございます。

また、1,000円以下の入場料を取ってらっしゃる団体が2団体ございます。

3,000円以下の入場料を取ってらっしゃる団体が7件ございますので、この団体さんにつきましては、今まで3倍の料金を頂いていたものがそれぞれ1.5倍、2倍、2.5倍となりますので、使用



料のほうが抑えられるのではないかと思います。

また、これまで1,000円未満の利用料を徴収していた団体さんも今回改正で細区分化されることによって、活動の運営資金に充てるために入場料を幾ばくか今まで無料だった団体さんも取られるというふうになっていくことが見込まれますので、よりお借りになるところが増えるのではないかと見込んでおります。

数字までについては、想定はしておりません。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員長**

よろしいですか。

#### **牧瀬昭子委員**

確認ですけど、今まで取られてなかったけれども取られるところがあるところを、もう一回よろしいですか。

#### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

今まで入場料を無料にして発表などをされていた団体が500円以下の入場料を取りますと、使用料が1.5倍にとどまります。

今、物価高騰の折でもございますので、入場料を500円という設定にされて、1.5倍の使用料を支払って当ホールを利用されることが見込まれるのではないかと考えております。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにありませんか。

#### **成富牧男委員**

特に文化会館の大ホールの使用料については、私が議員になって1期目のときから、おかしいんじゃないのっていうことを言っていました。

一番の問題は、一定金額以上になると営利と同じような金額になるのは矛盾じゃないかというのを申し上げてました。

今回こういうふうに一步前進だとは思いますが、さっき説明がありましたけど、500円、1,000円以下とかえらい小刻みになってるんで、思い切り1,000円ぐらいで潔くやられてもよかったですんじゃないかなと。

さっきの件数を聞きますとそんなに使用料の収入に与える影響はないかと思いますが、使用料収入が収入に与える影響とかは計算されたんですか。

#### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

令和4年度の実績で申し上げますと、先ほどの14件が今まで3倍使用料を頂いておりましたが、1.5倍、2倍、2.5倍というふうになりますけれども、合わせて約22万円の減になると見込ん

でおります。

#### 成富牧男委員

それぐらいの金額であれば思い切り1,000円ぐらいまでは入場料を徴収しない区分にしてもよかつたんじゃないかなと思っております。

これは意見です。

以上です。

#### 樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

#### 西依義規委員

この文化施設の利用料を見直そうと思ったそもそもの出発点を教えてもらっていいですか。

#### 田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

まず見直そうということになりましたのは、1,000円以上、未満での2区分でございましたので、当大ホールが1,500席の規模でございますので、幾ばくかの入場料を取ってもそこまで使用料が高くない料金の設定をしたほうが文化活動を行う方々が当館の大ホールを利用したいというふうに思ってくださいのではないかとということで、利用促進を図る目的で細区分化したところでございます。

#### 西依義規委員

やっぱりきっかけが大事だと思うんですね。

例えば、市民の方から不満が出ていたとか、もっと利用したいと思うことによって、金額区分とか。何をしたいかなんですね。

あまり収入を減らしたくないのであれば多分それぐらいでしょうけど、もっと増やしたいのであれば、成富委員のおっしゃったとおり、もっと効果があるようなやり方があると私も思うんですよ。

3倍が2.5倍になって、今ざっと時間帯を見たら、例えば9万円が7万何千円ぐらいですよ。

1万5,000円ぐらい安くなりましたと、とても利用率が図られますっておっしゃってますけど、果たしてその——もちろん9万円が7万5,000円はうれしいことでしょうけれども、何をしたいかですよ。

市民の皆さんの文化振興をもっと後押ししたいと、だから営利は営利で持っていくと。

ただ、文化振興に関しては、もうちょっと安いほうがいいという皆さんの声があったのでなら……、だからこの条例の出発点は私は大事かなと思うけど。

利用促進なんですか、文化振興じゃないんですか、1人でも多くの方にこの大ホールを使ってほしいというところから始まってないんですか、どうなんですか。

## 石丸健一スポーツ文化部長

会館を利用する団体さんの中で、一番御要望というか話があったのが、1,000円以下の部分の何百円ってところがちょっと高いんじゃないかと。

それと、あともう一つは、文化会館とサンメッセ鳥栖が未満、以下で、取扱いが異なったりとかそういうことがあったので、どこかの段階で統一化したほうがいいんじゃないかという議論はされておりました。

で、ここになったのが、先ほど申し上げたように、500円とかそういう少額のところの方からちょっと高いんじゃないかっていうような声が実際あったのは事実ですので、どういうやり方がいいのかと、そういうところに着目して今回条例改正をいたしております。

見目で申しますと小規模な改正に見えるかもしれませんが、一番お声があった部分に重点を置いて今回改正をさせていただいております。

以上です。

## 西依義規委員

具体的団体を出して申し訳ないですけど、例えば、キッズミュージカルTOSUってあるじゃないですか。あれはチケット1,500円か2,000円ですよね。当日と前売りで違って、2,500円と2,000円ですか。

多分保護者の皆さんとかが無茶苦茶手売りで——もちろん利益なんてないですよ。練習でもリハーサルでもずっと借りてされてると思うんで、じゃあそれはどこにあるかなと思ってぱっと見ると、3倍と2.5倍のところですよ。

だから、いろんな声を聞いたとおっしゃってますが、500円以下の声にはすぼんとはまったかもしれないんですけど、せっかく変えたのに3,000円以下のこの団体は2.5倍から3倍なんで、下の7団体はうれしいかもしれないんですけど、上の7団体はないよりましかっていうぐらいの改正やけん、それで本当に声を聞いたってなるんですか。どうなんですか。

## 田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

今回見直しを行います際に、近隣の同規模程度のホールの使用料の区分についても参考にさせていただきました。

久留米のシティプラザが1,514席ございますけれども、こちらの区分は入場料を徴収しない場合から、1,000円以下の場合というふうになっております。

また、県内で一番大規模な佐賀市文化会館は1,811席ございますけれども、こちらは入場料を徴収しない場合と500円以下の場合が基本料金となっておりまして、そのあとは500円を超えて2,000円以下、2,000円を超えるという区分になっております。

県内で、武雄市と神崎市、佐賀市につきましては、500円以下という区分を設定しておられまし

たので、参考に500円以下というところの区分を設けたという経緯もございます。

また、当会館は昭和57年に建てられておりまして、同じ規模の会館でも平成元年にオープンいたしました佐賀市文化会館につきましては、土日の9時から17時までの入場料無料の区分でございますと、当館が4万700円に対しまして、佐賀市文化会館が10万8,620円。

平成28年にオープンいたしました久留米のシティプラザにつきましては、同じ土日の9時から17時までの区分で11万5,700円というふうになっております。

近隣の同規模の会館に比べまして当会館が古いということもありますが、低廉な価格設定となっております。

### 西依義規委員

会館の考え方としては課長がおっしゃるとおりが当たってると思うんですよ。

ただ、市民目線とかで言うのであれば、もちろんコンサートとかライブはがつつり取ってもらっていいんでしょうけど、やっぱり市民が使うところと——あそこにせっきく鳥栖市の資産としてあるんだから、やっぱり子供も使ってほしいし、あと、私は前から言ってますけど、収入ならネーミングライツをすればいいと思うんですよ。

たった20万円のマイナスぐらいでしょう、これが200万円のマイナスになりますと、それをネーミングライツですれば、大ホールをどんどん使えるかなと思うんで、その辺も含めて収入と支出はバランスよく考えないといけないと思うんで。

別にこの条例に反対するわけじゃありませんけど、ぜひその辺も含め今後——スポーツのほうは結構しっかりやられてるなと思ったんで。スポーツ文化部でしょう、もうちょっと足並みを揃えて。

国スポがあるけん、スポーツがちょっと行って、文化はついでにしたみたいな感じに見えたんで、すいません、言わせていただきました。

以上です。

### 成富牧男委員

今、西依委員が言われたとおりだと思うんですよ。

私が質問で提案していたのは、逆に言うと3,000円以下ぐらいは結構必要経費でかかるんだから、そこはもう基本料金と一緒にしなさいと。

それぐらいの思い切った料金設定にして、ここの中身は実績を言われましたけど、ならば利用しようかなという方は入ってないわけですね。

だから、そういう人たちがまた出てくると、そういうのも含めて利用団体の方の意見も聞かれたかとは思いますが、いろいろな団体の声をもっと聞かれて、またぜひ——金額については、条例なんで、すぐにはならんかもしれませんが、しっかり声を聞いてまたいい方向に持

っていただきたいなと思っております。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員長**

今後の考え方についてのまとめを石丸部長から何らかお願いできれば幸いです。

#### **石丸健一スポーツ文化部長**

いろいろ御意見ありがとうございます。

今回の改正は、先ほど申し上げたように根本的な改正にはなっていないかなというふうには思っています。

ただ、すぐできる分については、庁内合意がすぐできるような形で御提案をさせていただいたというところもありますので、今後、先ほど申されたネーミングライツ等も念頭に置きながら料金についても考えてまいりたいというふうに思います。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。

ほかにありませんか。

#### **中川原豊志委員**

条例については賛成をするんですけども、庭球場についてです。

市内と市外の料金を設定されてるんですけども、市内と市外の利用者の率といいますか、状況というのはわかりますか。

#### **時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

細かい数字までは把握をいたしておりませんが、感触としましては市内の方に多く利用しているというふうに考えております。

以上です。

#### **中川原豊志委員**

例えば、市内の方と市外の方が一緒に練習をされる場合、市内の方が申し込めば市内料金、市外の方だけが使って市外の方が申し込めば市外料金。

グループで、市内と市外の方の構成が、ほとんどが市外の方ばってんが、市内の方が1名おるけん、あんたが申し込んでとかいうふうな感じで、市内料金で申し込んでいらっしゃる方が多いよううわさも聞いたりします。

確かに儀徳町のグラウンド近くを見てみると、県外のナンバーも結構止まっていたりしている状況なんですけど、その辺の市内と市外の方の利用状況の中で、あんたは市外やろうもんとか、市内やろうもんとか……、言いづらくもしいれんけど、何か確認をするようなことってありますか。

#### **時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

これは市民庭球場のお話だけではございませんが、特にコロナ禍のときに、例えば福岡県に緊急事態宣言が出されているケースとかもございまして、一応利用される方の住所と名簿を出していただいております。

それで、そのときに、例えば、今委員がおっしゃったように、これは庭球場の話ですが、6名で利用される場合に1人が市内、残りの方が久留米の方とかいうケースも確かにございました。

そういった場合に関しましては、市外料金を頂きますということで対応をさせていただいております。

あと、市民体育館あるいは陸上競技場等もございしますが、そういった施設についても名簿等を出していただいで確認をしたことがあります。市民体育館に関しましては、卓球、バドミントン、バレーボールで使っていただきますが、ほぼほぼ市内の方が中心になって活動されてますので、市内料金を頂いているというふうな対応を取らせていただいております。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員**

意見として言わせていただきますが、今はもうその辺の名簿は取ってらっしゃらないんですね。

#### **時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

いろんな団体さんがいらっしゃいますので、可能なら年度当初に名簿を出していただいで、年に1回程度はその団体の構成等は確認する必要があるかなというふうには考えております。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員**

ぜひその辺のところをよろしくお願いします。

それともう一点だけ。

野球場の照明の違いですが、700ルクスとかいろいろ言われてましたけれども、どのくらい明るさが違うのかが見えないというか、分からないんですけれども、大体の感覚でよろしいんで教えていただけますか。

750ルクス、500ルクス、300ルクスによって料金はかなり違うみたいですが。

#### **時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

まず、今回の3段階の照度設定というものが、J I S規格に定められております、軟式野球一級グレードの1、グレードの2、グレードの3とあるんですが、グレードの1が内野の平均照度が750ルクス、グレードの2が内野の平均照度が500ルクス、グレードの3は内野の平均照度が300ルクスということで設定をさせていただいております。

通常の利用であれば、分かりやすいのが運動広場、例えば儀徳町運動広場であったり、基里の

運動広場っていうのは、通常300ルクス程度の照度が今確保されております。

500ルクスでも軟式野球は普通に大会や試合ができるんですけど、現在の市民球場の平均照度は650ルクスほどございます。

今回改修を行うことによって、500ルクスに合わせてもいいんじゃないかという御意見もあったんですが、現在が650ルクスほどございますので、改修した施設が現在よりも照度が暗くなるというのは非常に問題もございますので、今回は750ルクス、500ルクス、300ルクスの3段階ということで設定をさせていただいております。

現在の市民球場の照度は600ルクスぐらいなので、750ルクスというと軟式野球の公式の大会であったり、今の市民球場は高校野球の——これは当然、硬式になりますが、硬式になるとどうしても若干暗いというような御意見もございますので、今後高校野球にナイターで使用していただく場合は750ルクスが確保できます。

今まで以上に明るくなるんで、安全面の部分を含めて利用環境の部分ではかなり向上するのかなというふうに考えております。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

今度は体育施設に聞きたいんですけど、市民体育館の入場料に100を掛けた額ってあるんですけど、ちょっとイメージが湧かないので、昨年とか一昨年でそういうイベントがあった場合の実例を挙げてもらっていいですか。

この場合幾らもらったのが、今回の改定で幾らになるみたいなやつを何か具体例で挙げていただければと。

スタジアムはサガン鳥栖があるので分かるんですけど、体育館はどう変わるのかなと。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

体育館につきましては、近年このような催物とか入場料を徴収するという場合が行われていない状況になりますので、申し訳ございませんが、実例を挙げてというのは、ちょっと御説明がしづらいところでございます。

#### **西依義規委員**

例えば、今度サロンパスアリーナも出来たんで、入場料を取ってバレーの大会をしますという場合に、サロンパスアリーナとここの料金は何か変わってくるんですか。

大会主催者は1つでしょう、サロンパスアリーナがここの会場、ここの会場ってしたときに、アリーナの値段と市民体育館の値段は違うんですよね？その辺どうなるんですか。

例えばこの条例改正をしたことによって、アリーナさんもこういう場合は100を掛けてくださいみたいになるのかならんのか。

### 石丸健一スポーツ文化部長

アリーナさんはアリーナさんで設定されますので、最初の設定は現在の市民体育館の使用料等も勘案しながらされていらっしゃるけれども、特に興行関係のほうはまた違う考え方がおありでしょうから、そこは鳥栖市に合わせて変更ということはないと思っております。

### 西依義規委員

分かりました。

### 樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

### 牧瀬昭子委員

入場料の件で、最多発券席種の入場料というのがちょっと分からないので、これをどういうふうにして最多発券席種というふうにみなすのかを教えてくださいませんか。

### 小川智裕スポーツ振興課長

最多発券席種につきましては、見やすい席のほうが高くなる傾向がありますので、それによって料金が変わってきております。

で、その発券席の販売枚数が最も多いところを最多発券席種ということで決めさせていただいて、そこを根拠に持つように考えております。

### 牧瀬昭子委員

最多発券席種というのは売る枚数ということであって、販売ができた数ということじゃないってことですね。

### 小川智裕スポーツ振興課長

あくまでも発券の売出しの数になります。

実績であまり売れなかった場合とかも考えられますけれども、あくまでも売出しの枚数を基礎に持つことといたしております。

以上でございます。

### 牧瀬昭子委員

最高入場料と最多発券席種の入場料と変わることによって、何がどう変わるのか分からないんですけど、そこを教えてください。

### 小川智裕スポーツ振興課長

現在が最高額になっております。

例えば1万円の席があったとしたら、1万円に100を乗じてっていうところになります。

ただ、1万円の席というのが一番前の席で、実際からいったら、仮に1,000席売るところの10分の1——100席ぐらいがその席だったとして、それ以外の席が5,000円だとした場合には、今ま



でしたら1万円で算定をしておりましたけれども、今後は最多発券席種になりますので、それ以外の5,000円の席を基礎にしますので、1万円と5,000円でしたら5,000円のほうを基礎にさせていただくということになります。

以上でございます。

#### 石丸健一スポーツ文化部長

今、昔と違って非常に多種多様な席が販売されるようになって——特別席とか、何とか席ってそういうふうにいる——サガン鳥栖も興行主ですけど、興行主さんが考えられます。

そういう自由にいろんな考え方をさせていただくようになるようにというのが一つ。

それとあと、一番多い席がその人たちがメインで見てらっしゃるというような考え方から、こういう改正をすることを考えております。

#### 牧瀬昭子委員

ということは、借りる方にとっては料金をかなり安く抑えることができるっていうふうに変更するために、こういうふうに変えたという理解でいいですか。

#### 石丸健一スポーツ文化部長

結果的にそういうふうになる場合もあるかと思えますけれども、先ほど申し上げたように、いろんな席種をつくっていただいて、より利用しやすいというか、来ていただけるような仕組みを興行主さんにも考えていただきたいというふうに思ってます。

例えば極端に、最多発券席種数を1円にしてとかそういうケースがありますので、ほかのバレーとかサッカーとか、そういうところの金額を見ますと、大体3分の1以内に収まっておりまして、一応そこを歯止めといいますか、ということで、今回条例のほうに上げさせていただいております。

#### 牧瀬昭子委員

体育施設に関してですけど、いつもいっぱい使えないという声をよく聞くんですけども、もし分かるようでしたら今の休日と平日の利用率を教えてくださいませんか。

#### 時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

体育施設の利用率というか、きちんとした数字はつかんでないんですけども、例えば市民体育館等でいきますと、土曜、日曜、祝日に関しては、年間スケジュールを立てる段階で埋まってしまうような状況になっております。

市民球場につきましても、これまでの一般質問等でグラウンドのことをたくさん質問していただけてますけれども、市民球場に関しても年間スケジュールを組む時点で8割以上埋まるような形になってます。

今回一つ考えてるのが、条例改正をさせていただいて夜間照明の料金を下げることで、例えば



お手元に配付させていただいている資料で御説明をさせていただきます。

議員の皆様へは、先月株式会社サガン・ドリームスにおけるスタジアムのリニューアル計画について御周知をさせていただいております。

そのことにつきまして、この資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず、座席リニューアルをする場所につきましては、メインスタンド——上がメインスタンドになります。2階の中央部分のほうは1,040席になります。

その反対側の、バックスタンドの2階部分の中央のこちらの席、囲っているところですね、こちらが624席リニューアルを予定されております。

こちらが、現在が1列19席ありますところをリニューアル後、1列16席にリニューアル予定でございます。

またバックスタンド、右下のところに囲っておりますけれども、こちらのほうが1ブロックをボックス席にリニューアルをするということで計画をされてあるところでございます。

新たに設置される座席につきましては、背もたれがつくような形で、座面が跳ね上がる跳ね上げ式の椅子となっております、あとドリンクホルダーのほうもつけられるということで計画をされてあります。

またボックスシートにつきましては、テーブル付きのボックスシートが設けられる予定でございます。

株式会社サガン・ドリームスにおかれましては、観戦環境の向上を目的に、リニューアルを行って市へ寄附するというところでございます。

また、座席リニューアルにつきましては、引き続き行っていきたいとの意向をお持ちでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等がありましたらお受けしたいと思います、委員の皆さんいかがでしょうか。

#### **中川原豊志委員**

一律19席から16席、メインとバック合わせて1,664席がリニューアルしたら何席になるかな。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

これがリニューアル後の数字を書いておりまして、現在が、まずメインのスタンド部分が1,235席でございます。それが1,040席になります。

バックスタンドのほうは741席が624席となるところでございます。

今回の分で、全体で312席減となります。

以上でございます。

#### 中川原豊志委員

今狭いのは狭いけんが、ドリンクホルダーもついて、座りやすく環境はよくなると思うんですが、今後もずっとリニューアルされていくと思うんですが、今2万5,000席ぐらいかな。

最終的にはどのくらいまでになるのかっていうのと、前はJリーグのスタンドの規定が1万5,000席以上とか2万席とか何かあったような。

その辺に問題はないのか、抵触しないのかっていうのを確認をお願いします。

#### 小川智裕スポーツ振興課長

Jリーグ基準では、1万5,000席となっております。

リニューアルを進められて最終的に1万8,000席程度に改修予定でございます。

以上でございます。

#### 中川原豊志委員

今までに最高2万2,000人ぐらい入ったことがあった記憶があるんですが、1万8,000席になると少な過ぎんやろうかという気がするんですが、その辺の感覚はどうですか。

#### 小川智裕スポーツ振興課長

多いときには2万人以上を超えてるところはございますけれども、コロナ禍前で大体1万5,000人とか平均して入っておりましたので、チームといたしましては、より多くの方——大体満席になるようなイメージで開催ができないかというところで1万8,000席で、その点については、市といたしましてもJリーグ基準が1万5,000席以上となっておりますので、1万8,000席で十分かと思っているところでございます。

以上でございます。

#### 中川原豊志委員

そうしますと、先ほどの条例の件もあるんですが、やはりサガン鳥栖側としては興行収入といえますか、チケットの売上げも必要になってくるんで、席がきれいになってゆっくり見られる分、観戦料が高くなる可能性が出てくるのかなと。

サポーターとしては、今までの席でよかったのに、今まで5,000円のやつが8,000円になったとか、そういうふうにならんやろうかと心配をするところですが。

#### 樋口伸一郎委員長

お答えできますか。

#### 小川智裕スポーツ振興課長

先ほども部長が申したように、高額席から幅広い座席の分で検討されてあるところかと思って

おります。

その中で、チームといたしましては、より気軽に見に来られるような環境というのも必要かと思っております、今までよりも安価で見られるような席も検討はしてあるということでお伺いしているところでございます。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにありませんか。

#### **西依義規委員**

サガン鳥栖さんがしていただくのはもちろんありがたいんでしょうけど、本来鳥栖市がすべきだと思うんですよね。

何か寄附してもらって、今後もっていう……、そのお金事情は我々の関する以外のところでしょうけど、サガン鳥栖の運営とか、チームがなくなったらスタジアムが空っぽになるんで、そこまで含めて金銭的負担——そのお金の仕組みがどうなってるか分かる範囲で、例えばどこからか寄附を頂いて強力な何かがあるのか、サガン鳥栖さんがまた新たに資金を工面してずっとシートをしていくのか、要はもう共同体なんですよ、サガン鳥栖とスタジアムと我々は。

だから、企業が寄附してくれるからもらっときましょうじゃなくて、まずサガン鳥栖さんは2,000席で幾らぐらいお金をかけられるんですか。

そういうのをお話しできないなら休憩入れてもいいでしょうけど、何か分かりますか。

#### **石丸健一スポーツ文化部長**

まず、金額については、お答えしかねます。

それと委員がおっしゃるように施設の所有者は鳥栖市ですので、鳥栖市すべきことであることではありますが、鳥栖市の計画では、かなり後になります。

チームとしては早く改修したいという思いがおりますので、今回そういう御提案になったものというふうに思っています。

あと資金面については、協力会社がいらっしゃいますので、今回については、そちらのほうから御支援いただけるのではないかというふうに思っておりますし、今後クラウドファンディングとかそういうものも考えてあるというふうに聞いております。

また、席のほうに、例えば広告をつけたりとかいろんなやり方を検討されているみたいですので、私どもとしても、資金面については、赤字になってもらうと本末転倒の話になりますので、そこはお話を聞きながら可能であるというふうに判断をいたしております。

#### **西依義規委員**

この話は結構前からいろいろ御相談いただいていたでしょう。

どんなにサガン鳥栖が努力しても、この条例がある限りは、市に払うお金だけ増えて収入がないとおっしゃってたので、とてもいい改正だとも思います。

ただ、市の計画が後からやけん、企業に協賛いただいてじゃなくて、じゃあ10年後何らかのお金をかける予定であれば、その分しっかりスタジアムに何らか使っていくやつの……、後出しじゃないけど、ちゃんと補填していくくらいせんといかんのじゃないかなと私は思うんですけど、そういったのはどうですか。

10年後にシートを何億円かかけてする予定でしたと、それをサガン鳥栖がしてくれましたと、じゃあ、そのかける計画の浮いたお金はどうなるんですか。

計画上使うはずだったシート改修費は、違う課にもう行ってしまうんですか、スポーツのほうで何か使うんですか、いかがですか。

**石丸健一スポーツ文化部長**

まだそこまで考えが至っておりません。

すいません。

**樋口伸一郎委員長**

よろしいですか。

ほかにありませんか。

**中川原豊志委員**

要は、サガン鳥栖さんが改修工事をして市に寄附するという形？

市としては、例えば工事費が5,000万円だったら5,000万円、3,000万円だったら3,000万円の寄附を受けたという、財政的な取扱いというのは何か……。

単に工事してもらいましたっていうだけで終わるものか、その辺、どんな取扱いをすると？

**石丸健一スポーツ文化部長**

席という品物を寄附していただく形になりますので、議会のほうに寄附の内容について御報告するようになるというふうに思っております。

**牧瀬昭子委員**

先ほどの西依議員の質問の中で出て、石丸部長が後になる予定があるということだったんですけど、その予定というのは、いつ行われる、どのような内容だったのか、何かあれば。

**石丸健一スポーツ文化部長**

今具体的に公共施設中長期保全計画が10年ぐらいあるんですが、その中には入っておりません。けれども当然、改修が必要になるということは分かっておりますので、そこをいつするのかというところもまだ決まってないような状態の改修の必要があるということでございます。

**牧瀬昭子委員**

計画自体もずっと後になるので、予算としても幾らになるか分らないですし、どこをどういうふうな改修をするかというのも、まだその予定も立ってなかったけどという意味ですか。

**石丸健一スポーツ文化部長**

全部変えるとすれば、10億円程度かかるのではないかというような、大ざっぱな試算はいたしておりますけれども、具体的にそれを何年度にというところまでの計画には至っておりません。

**樋口伸一郎委員長**

それでは、執行部からの御報告はこれで終わります。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

**午前11時52分休憩**

oo

**午後 1 時11分開会**

**樋口伸一郎委員長**

再開いたします。

oo

**健康福祉みらい部**

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

**樋口伸一郎委員長**

これより、健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

審査いたします議案は、予算関係議案の議案乙第30号、34号、それから議案甲第58号となっております。

最初に、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）及び議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を一括議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

## 竹下徹高齢障害福祉課長

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、健康福祉みらい部関係分について、文教厚生常任委員会資料に基づき説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金、鳥栖・三養基地区障害支援区分認定審査会運営費負担金につきましては、人事院勧告に伴う会計年度任用職員1名分の人件費の増額分を構成市町に負担割合に応じて御負担いただくものでございます。

次に、款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金の障害児施設措置費負担金につきましては、令和4年度の国庫負担金の額の確定に伴い不足分を受け入れるものでございます。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に伴う国の負担分で、補助率は2分の1でございます。

## 高松隆次こども育成課長

節2児童福祉費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金、出産・子育て応援交付金及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金につきましては、それぞれの事業に従事する会計年度任用職員の人事院勧告によります人件費等の補正によるものでございます。

## 八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金、風しん抗体検査事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、次の3ページの項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金の石綿読影の精度に係る調査委託金、以上につきましては、それぞれの事業に従事する会計年度任用職員の人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。

## 竹下徹高齢障害福祉課長

その下、款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金の障害児施設措置費県負担金につきましては、令和4年度の県負担金の額の確定に伴い、不足分を受け入れるものでございます。

## 高松隆次こども育成課長

次の目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金のうち、子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子どもの医療費の決算見込みによる補正に伴います、県補助金の増額分でございます。



ます。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、医療的ケアを要します児童の保育所への受入に伴います、県補助金でございます。

詳細につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

その次、子ども・子育て支援事業費補助金、安心こども基金特別対策事業費補助金及び出産・子育て応援事業費補助金につきましては、それぞれの事業に従事いたします会計年度任用職員の人事院勧告によります、人件費等の補正によるものでございます。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長**

目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金の健康増進事業費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金、以上につきましては、それぞれの事業に従事する会計年度任用職員の人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料4ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の節2給料から節4共済費までは、健康福祉みらい部長1名、地域福祉課6名、高齢障害福祉課17名、こども育成課12名、鳥栖地区広域市町村圏組合派遣職員12名、計48名の人事院勧告による給与改定等、その他人事異動等による補正でございます。

節27繰出金につきましては、国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

こちらも国保会計の会計年度任用職員の人件費の増額分に対応したのとなっております。

#### **竹下徹高齢障害福祉課長**

同じく4ページの、目2障害者福祉費、節1報酬から節4共済費までは障害者支援系の会計年度任用職員4名、障害児通園施設ひかり園の会計年度任用職員4名、障害支援区分認定調査会の会計年度任用職員1名分の人事委員会勧告による報酬改定でございます。

また、目3と目4の老人福祉費及び老人福祉センター費の報酬及び職員手当等につきましても、それぞれ高齢者支援係3名分、それから中央老人福祉センター2名分、若葉まちづくり推進センター1名分の会計年度任用職員6名分の人件費の補正でございます。

4ページの目2障害者福祉費に戻っていただきまして、節12委託料につきましては、障害福祉サービス等報酬改定に伴う、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修業務委託でございます。

また、社会福社会館（身障センター）指定管理料につきましては、人事院勧告により社会福祉協議会の人件費が増額となるため、委託料を増額するものでございます。

次に、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和4年度障害者自立支援給付費等における、国・県負担金の確定に伴う返還金及び令和4年度に行政処分を受けた福祉サービス事業者の令和3年度分の国・県への返還金でございます。

次に、目3老人福祉費、節12委託料、生活支援体制整備事業委託料及び介護予防事業委託料につきましては、人事院勧告により、委託先である社会福祉協議会の人件費が増額となるため委託料を増額するものでございます。

節22償還金、利子及び割引料、令和4年度県補助金返還金につきましては、令和4年度の佐賀県介護保険低所得者利用助成事業費補助金の確定に伴う返還金でございます。

### 高松隆次こども育成課長

5ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節1報酬から節4共済費につきましては、会計年度任用職員の人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。

対象となる会計年度任用職員は、母子父子自立支援員1名、子育て支援総合コーディネーター1名、幼児教育・保育の無償化に対する事務補助員1名、家庭児童相談員2名の計5名分でございます。

節11役務費につきましては、子ども医療費につきまして、医療機関の受診が増加傾向にあるため、今年度の決算見込みにおいてレセプト審査支払い手数料が不足するものと見込まれることから補正をお願いするものでございます。

節12委託料につきましては、社会福社会館（児童センター）分の指定管理料とファミリー・サポート・センター事業についてのそれぞれの人件費分の補正によるものでございます。

節19扶助費につきましては、子どもの医療費につきましては、本年度中よりインフルエンザをはじめ、子供に関する様々な小児感染症への感染が増加傾向であり、今年度の決算見込みにおいて不足するものと見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和4年度の児童扶養手当給付費、児童虐待・DV防止等総合支援事業費補助金などの額の確定に伴います、国庫負担金等の返還金でございます。

続きまして、目2保育園費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、保育所職員45名、保育士等職員45名の人事院勧告によります給与改定等及び人事異動等に伴います、人件費の補正でございます。

なお、節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、保育所職員の欠員1名及び

今年度4月、10月の間に育児休業を取得しました7名分の減額補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金の医療的ケア児保育支援事業費補助金について御説明申し上げます。

資料8ページをお願いいたします。

事業名、医療的ケア児保育支援事業、事業の目的といたしましては、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るものでございます。

事業内容といたしましては、医療的ケアが必要な児童を受け入れるため、保育対策総合支援事業費補助金を活用し、医療的ケアを行う看護師等を配置するほか、同児童を受け入れるための体制づくりを行うもので、私立保育所等へは補助事業として実施するものです。

国の示した補助単価により、基本分といたしまして、看護師等を配置して医療的ケアを行う場合、1か所当たり年額で529万円。

加算分といたしまして、研修受講支援として1か所当たり年額30万円でございます。

この度の補助金額といたしましては、基本分と加算分の年額の補助単価合計額に児童受入れ月数の6か月間で算出しておりますので、補助単価の2分の1の額、279万5,000円でございます。

なお、本事業の負担割合につきましては、県が4分の3、市が4分の1でございます。

資料5ページにお戻りください。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和4年度の子どものための教育・保育給付交付金、私立保育所等の運営費に係る施設型等給付費負担金や、延長保育や一時保育、子育て支援センターなどの事業費に係る子ども・子育て支援交付金などの額の確定に伴います、国庫負担金等の返還金でございます。

続きまして、6ページでございますが、目3児童手当費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和4年度の児童手当の額の確定に伴います国庫負担金の返還金でございます。

次に、目4出産・子育て応援交付金事業費、節3職員手当等と目5子育て世帯等臨時特別支援事業費の節3職員手当等につきましては、それぞれの事業に従事いたします会計年度任用職員各1名ずつの人事院勧告によります、人件費等の補正によるものでございます。

その下の、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金事業の額の確定に伴います国庫補助金の返還金でございます。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、項3生活保護費、目1生活保護総務費の節2給料から節4共済費につきましては、生活保護の業務を担当しております生活支援係職員6名の人事院勧告による給与改定とその他の人事異動によるものでございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和4年度の生活保護費国庫負担金、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金などの国庫負担金等返還金でございます。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長**

7ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の節1報酬から節4共済費につきましては、母子健康包括支援センターの会計年度任用職員2名及び健康増進課職員20名、国保年金課職員5名の人事院勧告による給与改定、その他人事異動等によるものでございます。

次の目2予防費の節1報酬から節4共済費につきましては、主に新型コロナウイルス関係事業に従事する会計年度任用職員3名の人事院勧告による人件費の補正でございます。

なお、目1保健衛生総務費、目2予防費における各種事業に従事する時給単価任用の会計年度任用職員16名の人件費も含まれております。

次に、目1保健衛生総務費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和4年度子ども・子育て支援交付金及び母子保健衛生費補助金の額の確定に伴う、国庫補助金の返還金でございます。

目2予防費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等の額の確定に伴う国庫負担金、補助金等の返還金でございます。

#### **高松隆次こども育成課長**

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和4年度の子育て支援施設等利用給付費の額の確定に伴います、国庫負担金等の返還金でございます。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、健康福祉みらい部地域福祉課関係分につきましては、文教厚生常任委員会資料に基づき説明いたします。

資料2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目6住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費につきまして御説明いたします。

資料3ページをお願いいたします。

事業名、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業でございます。

事業の目的といたしましては、物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するために給付するも

のでございます。

国の総合経済対策、デフレ完全脱却のための総合経済対策を受け、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施するものでございます。

事業の内容といたしまして、対象者及び給付額につきましては、まず①といたしまして、世帯全員の令和5年度の市町村民税均等割が非課税である世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付いたします。

この住民税非課税世帯につきましては、今年度物価高騰に伴う低所得世帯支援給付事業の給付金として3万円の給付を受けた世帯のうち、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除いた世帯となっております。

まずはこの対象世帯に対しまして可能な限り速やかに支給できるよう、確認書やお知らせ文書等の発送及び給付金窓口設置の準備をし、年度内に給付が完了するよう事務を進めてまいります。

②の分につきましては、世帯全員が令和5年度市町村民税均等割のみ課税されている世帯で、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族がいる世帯を除き1世帯当たり10万円を給付いたします。

この10万円の給付につきましては、給付に当たり、国から詳細な通知がまだなされておられないので、その通知があり次第、手続等に沿って対応してまいりたいと考えております。

周知方法につきましては、ホームページや市報等への情報掲載が主なものでございますが、市公式SNS等においても対応してまいります。

事業費につきましては、住民税非課税世帯への低所得世帯給付金として、7,000世帯を対象に1世帯当たり7万円の支給で、4億9,000万円、住民税均等割課税世帯等への低所得世帯支援給付金として、1,700世帯を対象に1世帯当たり10万円の支給で、1億7,000万円としております。

また、事務費の2,259万6,000円の主なものといたしましては、給付金についての相談受付窓口業務、コールセンター業務、申請書等の受付及びデータ入力業務等への対応での給付金業務の委託料として1,500万円及びシステム改修委託料として298万1,000円、事業の事務補助としての会計年度任用職員1名分及び職員の時間外勤務手当などの人件費として90万3,000円、申請書等の郵送代などとして通信運搬費を187万3,000円、口座振込手数料として95万7,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。

執行部の御説明は終わりました。

これより質疑を行います。皆様にお諮りしたいんですけど、補正予算関係議案2議案一括して御説明いただきましたので、資料が飛び飛びになる可能性もあるので、1つずついくほうがいいのか、2つまとめてでいいのか、私の提案としては第4号のほうからまず御質問した上でというふうに思いますが、いかがですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、一般会計補正予算の第4号のほうに関して質疑を行います。

皆さんからありませんか。

#### **牧瀬昭子委員**

8ページです。

医療的ケア児保育支援事業について質問させていただきたいと思います。

この分は、医療的ケア児さんで保育園に入れなかった方がおられるということだったので、非常にありがたい支援だなと思っているところなので、これに関して、今のところ何箇所分ということで考えておられるのか教えてもらっていいでしょうか。

#### **高松隆次こども育成課長**

この分につきましては、私立の1園に対して1人分ということしております。

実際に受入れの準備等々も以前からずっとされておりまして、各園、保護者、市役所、県のコーディネーターみたいな方とかで話を進めまして、10月より試し期間ということで実際はもう園のほうに通われて通所している状況でございます。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

今後医療的ケア児さんが増える時に、別の園に行きたいとか、同じ園にもう一人入りたいとかいうときの補助の考え方というか、見込みっていうのは何か考えがありますか。

#### **高松隆次こども育成課長**

当然、保育所のほうに受け入れる状況が整いましたら受け入れたいと思っております。

ただ、本当に医療的な対応をしなくちゃいけないケースとか、今回のような形で、看護師さんがつけば通えるケースとか、様々個人さんによっても状況が違いますので、その辺は慎重に専門家の方と御家族の方の御意向も確認しながら進めていきたいと考えております。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにありませんか。

#### **成富牧男委員**

今の事業について関連してお尋ねをいたします。

これは、そういう制度があって、手を挙げれば大体補助金はつくということでもいいんですか。  
それとも、何か鳥栖市で枠があるんですか。

#### 高松隆次 子育て課長

特段、枠とかはないかと思います。

ただ、県内でも対象になる方が少ないものですから、今のところそういった総枠的な話は聞いてません。

あくまで補助単価で示されているところでございます。

#### 成富牧男 委員

ということは、さっきの牧瀬委員のあれにも関連しますが、もしそういう方が出れば、手を挙げて、大体スムーズにニーズに応えられるということでもいいんですか。

#### 高松隆次 子育て課長

3つほど大きな課題があると思います。

専属的に対応できる看護師さんが見つかるかどうか、保育所のほうの受入れ態勢が取れるかどうか、あと1点は、先ほど言いましたけれども、そのお子さんの病状が実際に普通の保育所のほうに通っていいものなのか、それとも、もっと専門的な医療を受ける必要があるのかとか、そういったところの課題を詰めていく必要がありますので、慎重に判断することになると思います。

#### 成富牧男 委員

それを慎重に判断する場合っていうのは、それこそ異業者じゃないけど、そういう専門的な人たちが協議する場が鳥栖市の中であるんですか。

#### 脇友紀子 子育て課長補佐兼保育幼稚園係長

成富議員の御質問にお答えいたします。

県のほうで医療的ケア児入所のコーディネーターという方がいらっしゃいますので、こういったお子さんがいらっしゃるので入所の調整をお願いしたいということで市のほうから申請いたしまして、派遣をいただいている状況です。

コーディネーターの方が市のほうに見えられて、対象の世帯さん、お子さんを見られて、入所できそうな候補の園があれば、その園も交えて、このお子さんを園で預かるにはどういったことが必要かということを経営的にアドバイスしていただいております。

#### 成富牧男 委員

分かりました。

ちょっと気になるのが、簡単じゃない側面もあると思いますけど、看護師等をついていう「等」っていうのはどういうことを想定してあるのか。

それから保育所の受入れも一つの課題と言われましたけれども、具体的にどういうことが――

例えば今までも希望があったけど、園側の受入れ側の事情でとか何かそういうのがあれば……、なければいいですけど。

#### **脇友紀子 子育て課長補佐兼保育幼稚園係長**

園のほうで看護師を配置される場合と、ほかに訪問看護ステーション等の事業者さんの訪問看護をされる場合がこれの「等」に入っています。

そのほかに補助対象となります場合は、専門の研修を受けた保育士を対象とする場合も別途補助要綱があります。

#### **成富牧男 委員**

ありがとうございました。

#### **樋口伸一郎 委員長**

ほかにありませんか。

#### **西依義規 委員**

説明があったと思うんですけど、4ページの国庫負担金等返還金の内容をもう一回教えてもらっていいですか。

#### **竹下徹 高齢障害福祉課長**

4ページの令和4年度国庫負担金等返還金につきましては、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金、それから令和3年度の障害者自立支援給付費負担金の、それぞれ国、県の負担金の確定に伴う返還金でございます。

#### **西依義規 委員**

余計にもらっていたのを返したということですね。分かりました。

もう一つ、5ページの子どもの医療費の考え方で、例年よりどういうふうに移しているのか。多くかかっているのか、かかっていないのかと、予算の立て方をどうされてるのかをお尋ねいたします。

#### **高松隆次 子育て課長**

子どもの医療費につきましては、本年上期の4月、9月分が昨年度よりもかなり伸びてきておりまして、その伸び率を、10月、3月の昨年度の実績に掛けたところで算出しているところでございます。

#### **西依義規 委員**

もう一個は、ちょっと議案からそれるかもしれないけど、例えば2ページに子ども・子育て支援交付金とか出産・子育て応援交付金とかありますよね。

聞きたいのは、今は子育て課等々で多子世帯に対して何か補助したり、3人目以降こういうことをしてるっていうような事業があったら——この後給食費の議案があったんで、子育て世



帯の経済的負担を軽減する関連で、こちらのほうでもう十分にやっていると、もう給食費なんかせ  
ずについているのがあればいいんですけども。

それと、多子世帯の関連でそういった助成とかが……、子ども・子育て、出産・子育てとかい  
ろいろあるんですけど、そんなのがあったら教えていただきたいんですけど。

**高松隆次 子育て課長**

第3子の保育料の無償化が該当すると思います。

**西依義規 委員**

そのほかには、給付したりっていうのはないってことですか。

他の課でもないですか。

**樋口伸一郎 委員長**

なければ、何かそれなりのお答えをください。そこでまとめますんで。

**野中潤二 子育て課 子育て支援係長**

国の施策にはなりますけれど、児童手当も3人目からの額がちょっとプラスされております。

以上でございます。

**西依義規 委員**

具体的に教えて。

3人目から幾らが幾らになると。

**樋口伸一郎 委員長**

お分かりですか。

**高松隆次 子育て課長**

第3子以降は現在1万5,000円でございます。

以上です。

**樋口伸一郎 委員長**

よろしいですか。

**西依義規 委員**

はい。

**中川原豊志 委員**

確認だけさせてもらおうと思って。

役職がいっぱいございます八尋次長、予防費の中で、最近のコロナワクチンの接種状況を。

今年度までが無料だったと思うんですけども、最近あんまり打ってないような状況もあるよ  
うですが、予算立てもしっかりされてると思うんで、ワクチン接種状況をまず教えていただきた  
いと思います。

**八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長**

正確な数字は手元に持っておりませんが、去年の接種率よりも少ない状況でございます。秋接種が9月20日から始まりまして、65歳以上の3回目以降の接種は40%を超えておりますので、全国よりも高い接種率になっております。

ただ、65歳未満の方の接種率が少ないという状況でございます。

**井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長**

先ほどの質問にお答えします。

秋接種で、12月10日現在で、鳥栖市の全接種者数が1万1,653人、パーセンテージにして15.63%。65歳以上の方の接種者数が8,500人、47.74%になっております。

**中川原豊志委員**

ありがとうございます。

後遺症が出る方もいらっしゃるって打ってないのかもしれないし、5類になったから安心していいのかもしれませんが、コロナがなくなったわけじゃないですもんね。

マスクを外したことによってインフルエンザがすごく流行ってきている状況でもあるんで、今年度まで無料だから、ぜひ無料のうちに接種しとったらいいですよという呼びかけっていうのは考えてらっしゃらないのかな。

**八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長**

秋接種におきまして、こちらから積極的に勧奨するっていうところも65歳以上と基礎疾患を持ってある方に限られておりますので、それ以外の方には強制的に通知をする必要はないということになっております。

ただ、もう一度、市報等で呼びかけはしたいとは考えております。

**成富牧男委員**

これは部長に答えてもらったらいいかなと思うんですけど。

今ずっと御説明の中で、会計年度任用職員のっていうのが、どこの課からも出てきたと思うんですよ。

この会計年度任用職員と申しますのは、いわゆる正職員さんじゃないですよ。

ところが、実際は結構重い仕事っていうか、重要な仕事をしてあると思うんですね。

例えば、牧瀬議員が一般質問で言われた家庭児童相談員とかの人たち、それから私もずっと前から正規を増やせと言っている保育所の職員さんとか、それから八尋さんのところでいうと、母子健康包括支援センター。せっかく窓口をつくってもらったけど、そこも会計年度任用職員さん

ですね。

これってやはり、そういう重要なポジションにおられるわけですから、もう一朝一夕には無理——場合によっては、国の考え方もあると思いますけど、ここは、国家資格の要るような仕事をされている方も会計年度任用職員さんですよ。

特に皆さんの健康福祉みらい部は重要なポジションにそういう方がおられますので、そこところを、改めてここが正職じゃないと困るとかいうところは、人事のほうには迫ってもらってもいいんじゃないかと思うんですが、一言お願いします。

#### **古賀達也健康福祉みらい部長**

成富副委員長からの御質問にお答えいたします。

委員がおっしゃるように、健康福祉みらい部関係は会計年度任用職員を非常に多く任用させていただいております。

福祉部門、健康部門、子供部門、いろんな事業が複雑化しておりますし、連携もする必要があります。

また、専門的なスキルがある部分も必要になってまいります。

そういう部分では、国、県の補助の制度もございまして、そういう制度を活用する中で、制度が複雑化になって、それぞれの担当部署におきましても、やはり職員が大変苦勞しているという部分もございます。

会計年度任用職員を含めて、体制については、今後適切に状況を分析して、人事関係のほうにも御相談していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

発想を転換していただきたいと思いますということで、終わります。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにごいませんか。

[発言する者なし]

よろしいですね。

それでは、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）に対する質疑は終わります。

続きまして、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）に対しての質疑を行います。

何かございませんか。

## 西依義規委員

国のやつの追加議案でしょうけど、見込みの内訳を7,000世帯と1,700世帯と書いてあるんですけど、実際その中身というか、どういう方々——例えば高齢者だけの世帯とか、子供をお持ちの世帯とか、鳥栖市内の現状を把握するに当たり、この7,000世帯と1,700世帯を何かそこまで把握されてるのか、いや、たまたまもう住民税非課税でざっと計算でっていう、この辺の低所得者っていうことを分析されてるかどうかについてお尋ねをいたします。

## 林康司地域福祉課長

対象見込みの7,000世帯につきましては、令和5年度の住民税非課税世帯という対象の世帯を税務情報から引っ張ってきて、転入、転出の対応もありますので、少し多めに見込んである世帯数でございますけれども、この7,000世帯につきましては、6月にお願いしておりました3万円の給付の世帯と同じ世帯をお願いしているところでございます。

世帯の内訳は具体的には把握ができてないところではあります。

## 西依義規委員

やらないといかんことは、国からお金が来たから右から左にじゃなくて、鳥栖市の低所得者世帯の方々がどういう感じで——そのお金で足りるのか足りんのか。10万円で足りんやったら、プラス3万円、5万円つけて15万円。

東京の低所得者と鳥栖の低所得者では分からんし、その辺の分析までしないと。

ただニュースを見て、10万円うちに来るとかな、ああ10万円来ましたじゃ、そもそも解決に——物価高騰で困っている低所得者を支援するんでしょう、その辺まで何でしないのかなという気が……。

例えば子育て世帯が3割ほど、高齢者のみが2割ほど、大家族が2割ほどとかいうのを、あらかた分かるなら私もイメージがつかますけど、ただ7,000世帯ですって言われても何のことか分からんけど、その辺はどうですか。

## 林康司地域福祉課長

おっしゃっていただいたことは十分理解しなければいけませんし、対応も必要になってくるかと思えます。

しかしながら、こちらとしましては、世帯主に対しての情報ということで、細かくその世帯が何人っていう情報までは、2次的、3次的なデータの取り込みとか分析が必要になってくるかと思えます。

今後必要に応じてというのはあれですけども、今後もいろいろニュース等で言われてありますように、いろんな給付金、対象者がいろいろあって、そういった事業の対象をずっと引き続き執り行っていくようになってくるかと思えます。

その中で見えてくるものがあれば、当然、きちんと把握していきたいと思っております。

#### **西依義規委員**

うがった言い方をしたらいかんでしょうけど、それをすることによって実態が見えると思うんですよ。

帳簿上は世帯は別だけど、実際は隣に住んでるとか……、分からないじゃないですか。

ただ両方に7万円ずつとか10万円ずつっていうふうに機械的にされようとされてるんで、早く届かないかんと思いますけど、そういったところも鳥栖市独自の低所得者に対する手厚い分析というか、それが結局届かないといけないところまで……、そこは必要かなと思って。

実態的には……、そこまで聞いていいですか、世帯数は実態まで含めた世帯を把握されているんですか。

#### **林康司地域福祉課長**

繰り返しになりますけど、令和5年度の税務の情報を得たところで……

#### **成富牧男委員**

今に続いてですけど、前の給付金は、そこら辺をちょっと考えられてたんじゃないかなと思いますけど、これ令和5年度ですよ。

令和5年度ということは、実際の所得はいつの分？

#### **林康司地域福祉課長**

令和4年中の所得になります。

#### **成富牧男委員**

ですよ。

そうすると、今困ってある方はどういうふうに拾うような——前のコロナの給付金のときにはありましたよね。

そういうやつはないんでしょうか。

#### **林康司地域福祉課長**

今回の給付金につきましては、国の臨時交付金の中で低所得世帯支援分ということで、まずは7万円を示してもらっているところがございます。

新たな分といたしまして、均等割課税の方とかそういったところの方をまた反映していきますし、先ほど申しましたように、今後どういった対象の方が——メニューのほうもいろいろ国のほうで考えてあるということでもありますので、基本的には、国の交付金がある中での給付金の業務のほうをまず取り組んでまいりたいと思っております。

#### **成富牧男委員**

ということは、令和4年中の所得を基に令和5年度の市民税を出すわけですから、現状の大変

さが反映されていないんじゃないかという、そういう認識は持ってあるんですか。

#### **林康司地域福祉課長**

通知もずっと日次的に国から来ておりますので、確定したものではないですけども、国のほうでも令和6年度、令和5年中の所得に応じての給付金のほうも今検討されてあるということを一応、国のほうから情報を得ております。

#### **成富牧男委員**

終わりますけど、そういう措置は国のほうで今考えられてるということですね。

大変ですね、また。

その大変さで最後に聞きたいんですけど。

私たちも大変ですって、そうだったら、正直にここで私たちも教えてほしいなと思うんです。

本当によろしくをお願いします。

#### **樋口伸一郎委員長**

お答えできますか。

#### **古賀達也健康福祉みらい部長**

給付金関係については、コロナ禍において様々な形で給付金を制度化されて、それに従って給付をしてきたところでございます。

生活に困ってる方には、いち早く給付すべきだということで職員は頑張っております。

大変ではございますけれども、そういう困っている方に少しでも早く届けたいということで職員一丸となって頑張っているところでございます。

大変ではございますが、制度の内容とかが早く固まったり——そういう連絡が直前で来たりしているのも難しいところがありますけれども、できる限り対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

特に鳥栖市は人の少ない中でしていかないといけないから大変だと思いますので、あんまり頑張るってはいけません。

終わります。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにはよろしいですか。

#### **牧瀬昭子委員**

この事務費のことについてお尋ねいたします。

委託料が1,500万円ということでしたけれども、委託先について具体的に御検討されていること

があればお願いします。

#### **林康司地域福祉課長**

内訳といたしましては、窓口業務の業務委託をお願いすることに当たりましては、予算を1,500万円としておりますけれども、3万円の給付事業を担っていただいた業者さんのほうに引き続きお願いすることで、スムーズに受付やコールセンターの対応等もしていただけるものとして考えております。

3万円のときの窓口の業務の委託料は、1,200万円弱の1,198万円でしたので、それに近い数字で、人件費のほうが……、ということでの御相談も受けておりますので、その辺も加味したところでの契約が今後出てくるのかなと思っております。

#### **牧瀬昭子委員**

人件費ということですが、何人ぐらいの方が事業に携わられるのでしょうか。

#### **林康司地域福祉課長**

窓口受付業務、コールセンター業務、入力業務等々で、ずっと入れ替わり立ち替わりではあるんですけども、1日に10人程度です。

3万円のときと同じように2階の東側のあそこに設置を予定で考えておりますので、そちらのほうで対応していただけるということで考えております。

#### **牧瀬昭子委員**

この委託先ですけれども、どちらの業者さんになりますでしょうか。

#### **林康司地域福祉課長**

今回考えている業者につきましては、今回で3回目の給付金ですので、1回目、2回目と受けていただいた業者で考えているところです。

当初から、コールセンターとか、こういった給付金業務の委託を受けたことのある業者ということで最初に探したところで、見積り合わせ等々で業者を選ばせていただいております。

唐津市も給付金の分で業務委託をされてあったので、そういったところを参考にいたしております。

#### **牧瀬昭子委員**

こちらの委託事業者はどちらになりますか。

#### **岡本澄久地域福祉課長補佐兼地域福祉係長**

業者名は、アスタスク唐津となります。

#### **牧瀬昭子委員**

1,500万円ということで、佐賀県内の事業者だと思うんですけども、鳥栖にはこの事業者は見つけられないものですか。

専門業者だと思うんですけども、そこに専門性があるからここにするしかないということであれば考えますが、いかがですか。

#### **林康司地域福祉課長**

この事業につきましては、地域福祉課で担っている給付金以外にも、今まで子供に対しての給付金とかの事業がありまして、令和2年や3年とかに始まるときに、国のほうもいろんな企業に対して、どういう事業ができますかということのを投げかけてあったみたいなんです。

旅行会社さんとかコンサル会社さんとか、そういったところもいろいろと窓口で営業とかをかけて来られたところもあったんですけども、こちらとしましては、基本的に県内で給付金とかをしたことがある業者さんというところで探させていただいて業者の選択をしております。

#### **牧瀬昭子委員**

要するに鳥栖にはないということで考えていいんですか。

#### **林康司地域福祉課長**

ないです。

#### **牧瀬昭子委員**

あと場所のことについてですけども、2階の階段から窓側でされておられて、以前は個人情報とかもある中で、丸見えなんじゃないかという声もあった中で、いろいろと立てたりとか工夫はされてると思うんですけども、来られた方たちが話しやすい状況かとか、先ほどお話もありましたが、生活苦のこととかの状況をお話する際に、あの場で本当に適当なんだろうかということをおぼろげに思わざるを得なくて。

せっかく新庁舎になったのに、こういう給付金を出す場所がここではないかなものかと。

場所が取れなかったのかっていうのをまずお伺いさせてください。

#### **林康司地域福祉課長**

朝から夕方までの給付金対応が可能な場所というのが、会議室等々では取れなかったというのが実情でございます。

#### **牧瀬昭子委員**

会議室が取れないっていうのが総務課の話なのかなと思うのですが、そこはやはり臨時的なものなので難しかったのかなとは思いますが、やはり個人情報を扱う部分ですので、できるだけ個別の部屋を取っていただくように、これは要望とさせていただきたいと思います。

1日当たり何人ぐらいこちらの相談窓口に来られてあったか分かりますか。

#### **樋口伸一郎委員長**

1日当たりの数だそうですが、分かりますか。

毎日変わる数でしょうから平均値というか……、牧瀬委員、全部要りますか。大体の数でいい



ですか。

#### 牧瀬昭子委員

大体の数でいいです。

#### 岡本澄久地域福祉課長補佐兼地域福祉係長

受付人数ですけれども、2か月ほど窓口業務を行っているんですけれども、最初の半月ぐらいで多くの申請が上がってくる形になってきます。

受付方法としましては、窓口の受付が1点。郵送で受付させていただくのが1点で、今回はありませんが、オンライン申請で受け付けるものが1点の、3通りの方法でさせていただいておりました。

基本的には、多くは郵送で来る分が多い状況で、すみませんが、今具体的な数を持ち合わせてはないんですけれども、申請の多くは郵送になるということ。

あとは最初の半月辺りが、窓口が集中すること。

正確な数は、今資料を持ち合わせておりませんので、お伝えできないんですが、そういった状況でございます。

#### 牧瀬昭子委員

分かりました。

ありがとうございます。

先ほど西依委員のほうからも状況とかの把握をすることができてないのかというお話があった中で、窓口につなぐ来られた方たちの中で、もし生活の困窮のこととかが話に出たときに、何かサービスとしてつながることが出来ないとか、こういう事業をやっているけれども、これには適合できないとかは、委託先だとそこまでのサービスに直結することができないのではないかなと思うんです。

そこまで熟知した方が入ってこられるということであれば話は別ですけれども。

なので、できるだけそこで頂いただけの一過性のもので終わらせずに、その方の状況がより分かる、そしてその方が困っていることに対して寄り添えるようなものにいかにしていくかが大事かなと思ひまして、来られた方に対して、対応ができる範疇なのかどうかというのもあってお尋ねしたところでした。

追加ですみません。

この給付金に関して、郵送で発送をするということも件数としてはあるんですよ。

#### 林康司地域福祉課長

地域福祉課のこの給付金に関しましては、対象となり得る7,000世帯の方へ御案内の文書を発送いたします。

**牧瀬昭子委員**

そういったときに、今回一般質問でも取り上げさせていただきましたプラットフォーム事業の中身とか、そういったものの情報提供とかは行われていましたでしょうか。

**林康司地域福祉課長**

前回の分ではいたしておりませんでした。

基本的には、給付金の分での御案内ですので、何かしら御相談の場合の相談窓口につきまして、コールセンターを設けてますので、そちらのほうの御案内はいたしておりますけれども、先ほど牧瀬委員が言われたように、こういった対応ができるのかは、今度給付金の窓口を受けてもらう業者さんと、どこまで相談できるか確認していきたいとは思います。

**牧瀬昭子委員**

プラットフォーム事業のほうで、情報源がない中で皆さん模索されていて、あちらから来ていただく、その方に対するサービスをプラットフォーム事業のそれぞれの団体さんがすることが出来ますけれども、こちら側から情報発信するのにもすごく範囲が狭まっているので、7,000通発送するのであれば、同時にそういった事業も併せてお知らせすることが可能であれば、お願いできないかなと思っております。

今後ぜひ御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**樋口伸一郎委員長**

要望ということでよろしいですね。

**牧瀬昭子委員**

はい。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

よろしいですね。

それでは、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）に対する質疑も終わります。

暫時休憩します。

**午後2時13分休憩**



午後2時23分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

〰〰〰

議案甲第58号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例及び鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第58号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

高松隆次こども育成課長

ただいま議案になっております、議案甲第58号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の御説明をいたしたいと思います。

議案書の30ページをお願いいたします。

今回の条例の改正の理由としましては、当該条例の上位法令でございます、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正がございましたので、それに関係します条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、今回本市の条例が2つございまして、関連がございますので、一括して併せて改正するものでございます。

1つ目の条例は、議案書の30ページから39ページにかけて、鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、もう一つは議案書の39ページから50ページに係りますけれども、鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

ちょっと条文が長くなってございますけれども、解説を入れたいと思います。

特定教育・保育施設ってありますけれども、これはいわゆる市が給付を行います保育所、幼稚園、認定こども園がこの教育・保育施設に該当します。

地域型保育事業というのが、主に0歳から1、2歳児のお子さんをお預かりする、利用定数が6人以上19人以下の保育を行う小規模な保育事業所ということになります。

あともう一つ、家庭的保育事業でございますけれども、これも0歳から1、2歳児をお預かりする事業でございます。これにつきましては、家庭的保育者——預かる方が、居宅とかそういったところを活用して保育を行う事業ということで、さらに小規模なものというふうに考えていただくといいかなと思います。

まず、1つ目の鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の主な内容を御説明いたします。

改正点は大きく2点ございます。

1点目は、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所と保育者との間の手続に関するもので、書面等によることが規定されている書類について、電磁的方法——パソコンによるデータ保存などですね、そういったものによる対応が可能とするような規定を整備するものがございます。

議案書のほうを見ていただきますと、該当箇所といたしましては、30ページの改正前の第5条第2項から6号までずらっとページにまたがって32ページの3まであるんですが、これが改正後のほうの35ページの第4章雑則の53条へ移っておりまして、内容が整理されております。

これによりまして、既に特定教育・保育施設——保育所、認定こども園等々については、認められていたものが、後ろに回ることによりまして、それより少し小さな特定地域型保育事業所もパソコン等々の電磁的な保管が可能になるというようなことになっております。

2点目は、本年4月のこども家庭庁の創設に伴いまして、主務大臣が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変わったもので、そのこの部分の改正が行われております。

それに合わせて改めております。

該当箇所は32ページになります。

32ページの中ほどの15条というところを御覧いただきますと、15条の第4号ですけれども、改正前は厚生労働大臣、改正後につきましては、内閣総理大臣に変わっております。

同様に35ページの44条につきましても厚生労働大臣が内閣総理大臣に変わっておりますので併せて改正します。

それと次の条例になりますけれども、43ページの第26条の部分も大臣の変更ということで改正してるところでございます。

1つ目の鳥栖市特定教育・保育施設の分につきましては、その他上位法令の文言整理等に合わ

せ、整理をしているところでございます。

もう一つあると申し上げておりました条例、39ページからになりますけれども、鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の主な内容を御説明いたします。

これにつきましては、大きく3つ改正点がございます。

1点目につきましては、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設——バックアップするような施設との連携をするように定められておりますけれども、それを保育所、幼稚園または認定こども園と規定されていたんですが、その確保が困難であって、一定の要件を満たすと認める場合には、連携施設を小規模の保育事業所A型もしくはB型事業者、事業所内保育事業者のいずれかを確保することによって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えるというようなことで、要件が緩和されているところでございます。

該当箇所につきましては、40ページの改正後の、中ほどの第7条の2項でありますけれども、その第2項から41ページにまたがりまして第5項までということになります。

併せて、42ページになりますけれども、第17条の2項に3項追加されておりますが、これにつきましては、同じように食事の提供の特例も搬入施設でございますが、これも緩和されており、要件を満たせばこういったところも対応できるということになっております。

本市については、こういった対象保育所については、既に連携施設は確保済みですので、今のところ該当するようなところはございません。

2点目につきましては、保育士の数の算定について当該保育所に勤務する保健師または看護師を1人に限って保育士とみなすことができることとこれまでされておりますけれども、これに加えて、准看護師についてもみなすことができるということで、追加になっております。

これにつきましても、上位法令に合わせて改正するところでございます。

該当箇所といたしましては、45ページの改正後の上のほう、30条の3というところで、看護師または准看護師を1名に限り保育士とみなすことができるということになっております。

同じく32条の第3項にも准看護師を1人に限りということで記載しています。

同じように47ページの45条の第3項、48ページの48条の第3項も准看護師の追記をしているところでございます。

3点目は、家庭的保育事業者におきましても、書面の作成、保管について電磁的記録、パソコン等による保存等が可能になるように規定を追加しております。

該当箇所については、48ページの6章、雑則の第50条というのがつくられておりまして、ここに入れております。

その他、上位法令の文言整理に合わせて整理をしているところでございます。

説明は以上でございます。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。

執行部の御説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

**成富牧男委員**

ちょっと不勉強なんで単純に幾つか。

例えば43ページでもいいですけども、26条にこれまで「規定する厚生労働大臣」、それが「規定する内閣総理大臣」っていうふうになってますが、こういうふうに変えた背景についてお尋ねをします。

**高松隆次こども育成課長**

これにつきましては、本年4月にこども家庭庁が発足いたしまして、厚生労働省及び文科省の部分で、厚生労働省の保育に関わる部分の内容の運営基準等々につきましては、所管官庁が内閣の官房の外郭に位置づけられましたので、担当の大臣が総理大臣のほうに変わるというようなことで、本条例もそちらのほうに変わっていくということで記載しております。

**成富牧男委員**

分かりました。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにごございませんか。

[発言する者なし]

よろしいですね。

それでは、質疑を終わります。



**報告（高齢障害福祉課）**

**高齢障害福祉計画策定の概要について**

**樋口伸一郎委員長**

ここで議案外ではございますが、執行部から御報告がございますので、お受けしたいと思えます。

それでは、御報告をお願いいたします。

#### **竹下徹高齢障害福祉課長**

資料の文教厚生常任委員会参考資料（議案外）のほうを御覧いただきたいと思います。

今年度、第10期鳥栖市高齢者福祉計画を策定中でございまして、その概要について簡単に説明をさせていただきます。

資料のほうを御覧ください。

計画の趣旨につきましては、この計画は老人福祉法第20条の8に基づいて、全ての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関して策定する計画でございまして、介護保険給付対象サービス以外の高齢者に関わるサービスの必要な見込量や整備計画等を示すものでございます。

介護保険事業計画と一体的なものとして作成されなければならないとされております。

なお、介護保険事業計画につきましては、今年度鳥栖地区広域市町村圏組合が策定を行っております、ちょうど今日からパブリック・コメントを実施されているところでございます。

次に、計画期間でございますけれども、今回策定する第10期の計画は令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間としております。

また、団塊ジュニア世代が65歳に達する令和22年度を見据えた長期的視点から策定を行うこととしております。

次に、策定スケジュールでございますけれども、計画策定に当たりまして、庁内の部課長で組織する鳥栖市高齢者福祉推進会議及び学識経験者、福祉団体、市民・公共団体の代表者からなる外部委員会の鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会を組織しまして、これまで各2回の会議、委員会を開催し策定作業を進めております。

今後、12月26日から1か月間のパブリック・コメントを実施しまして、市民の皆様からの御意見を集約し、3回目の推進会議、策定委員会を経て3月に計画策定というスケジュールとなっております。

以上、簡単ですけれども高齢者福祉計画策定の概要についての説明を終わります。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。

この際ですので委員の皆様から御確認や御意見等がありましたらお受けしたいと思います。

#### **牧瀬昭子委員**

確認ですけど、第3回目の推進会議について予定とかが立っていれば教えていただきたいのと、これは傍聴もできますよね。

#### **竹下徹高齢障害福祉課長**

策定委員会が2月13日で予定をさせていただきます。

こちらの会議は公開されますので、傍聴可能でございます。

推進会議は庁内の会議ですので、公開等はしてないと思います。

**牧瀬昭子委員**

すみません、もう一度。

推進会議が庁内で、策定委員会が公開で傍聴可能ということで、2月13日ということですね。

ありがとうございました。

**成富牧男委員**

そうしたら、この推進会議と策定委員会の関係を少しお願いします。

**竹下徹高齢障害福祉課長**

推進会議は庁内の部課長で組織する市役所組織内の会議でございまして、そこで策定案について検討した後に、外部委員会の策定委員会のほうにさらにその計画について検討いただくという形になっております。

以上です。

**成富牧男委員**

ということは、推進会議で協議したやつを諮問するっていうイメージですか。

諮問っちゅうのは、白紙じゃなくて、こういう形でしますよっていうのを外部の人から意見を聞く外部委員会というイメージでいいですか。

**竹下徹高齢障害福祉課長**

議員がおっしゃったとおりでございます。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

よろしいですね。

[発言する者なし]

それでは、執行部からの御報告を終わります。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

**午後2時40分休憩**



**午後2時49分開会**



樋口伸一郎委員長

再開いたします。



教育部

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

樋口伸一郎委員長

これより教育部関係議案の審査を行います。

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）及び議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を一括して議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

古賀泰伸学校教育課長

それでは、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）の教育部関係につきまして御説明させていただきます。

文教厚生常任委員会資料の2ページを御覧ください。

歳入について説明をさせていただきます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節1教育総務費国庫補助金につきましては、教育支援体制整備事業費補助金であります。

国から3分の1の補助を受けるものでございます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

節5社会教育費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金につきましては、佐賀県の人事委員会勧告等に伴う、なかよし会の人件費増分の補助に対する国庫負担分でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節2小学校費県補助金の教員業務支援員配置事業費補助金及び節3中学校費県補助金の教員業務支援員配置事業費補助金、別室における学校生活支援事業費補助金、どちらも人事院勧告の賃金等の改定に伴いまして、県から補助を受けるものでございます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

その下、節4社会教育費県補助金につきましても、先ほど説明したなかよし会の人件費増分の補助に対する県の負担分でございます。

#### **佐藤正己教育総務課長**

続きまして、款23市債、項1市債、目6教育債、節1小学校債につきましては、田代小学校大規模改造事業及び旭小学校大規模改造事業に係る市債の補正でございます。

節2中学校債につきましては、基里中学校大規模改造事業に係る市債の補正でございます。

小学校債及び中学校債につきましては、令和4年度に引き続き、学校教育施設等整備事業、老朽改修に係る起債充当率75%分を活用する予定でございましたが、令和5年度から当該起債メニューがなくなりましたので、今回公共施設等適正管理推進事業、長寿命化に係る起債充当率90%を活用することになりましたので、充当率15%増加分の市債の額を補正するものであります。

今回起債メニューを変更する理由といたしましては、文部科学省の学校施設改善交付金、大規模改造の老朽というメニューがなくなりましたことによりまして、起債メニューも同時に令和4年で終了したことによるものでございます。

続きまして、歳出の説明を行います。

委員会資料3ページからお願いいたします。

最初に、款10教育費、項1教育総務費、項2小学校費、項3中学校費、項4社会教育費の各目におきます、人件費に係る補正内容についてまとめて御説明申し上げます。

今回の補正予算では、人事院勧告等に基づく給与月額の上昇、期末勤勉手当の上昇による給与改定及び人事異動等による補正となっており、教育委員会事務局職員の節2給料、節3職員手当等、節4共済費及び会計年度任用職員の節1報酬、節3職員手当等、節4共済費について補正を行っております。

続きまして、委員会資料5ページをお願いいたします。

項3中学校費、目2学校事務管理費、節17備品購入費の施設用備品購入費につきましては、来年度鳥栖中学校と基里中学校の特別支援学級が増加する見込みであるため、教室におきます備品を購入するものでございます。

教卓、ホワイトボード、パーティション等、必要備品を購入する予定でございます。

#### **牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長**

次のページをお願いいたします。

教育総務費、節18負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業補助金につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました人事院勧告等に伴う、なかよし会の人件費増に対する補助金でございます。

なかよし会の指導員等の給与等につきましては、鳥栖市の会計年度任用職員に準じて支給をし

ておりますことから、今回人件費の増額を行うものでございます。

節22償還金、利子及び割引料の令和4年度国庫補助金等返還金につきましては、子ども・子育て支援交付金等の実績額の確定に伴う返還金でございます。

次に、目2文化財保護費の節14工事請負費の勝尾城筑紫氏遺跡防災対策工事費につきましては、今年7月の大雨におきまして同遺跡に設置しております仮設配水管及び通路舗装の一部が破損したことから復旧工事を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の肥前鳥居修復補助金につきましては、鳥栖市重要文化財に指定されております村田八幡神社の肥前鳥居の経年劣化が著しく進んでいることから、村田町が修復を行うに当たりまして、経費の2分の1を補助するものでございます。

以上で、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、教育委員会関係の説明を終わります。

#### **立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長**

続きまして、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、教育部関係分について御説明いたします。

資料のほうは、委員会資料のもう一つの別冊、一般会計補正予算（第5号）の2ページをお願いいたします。

補正の内容といたしましては、歳出のみでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3学校教育事務局費について説明いたします。

学校給食費につきましては、保護者の皆様に御負担いただいているところでございますが、来年度事業として、現時点ではございますが中学校3年生まで子のうち、第三子以降に当たる子で、市内に住所を有して市立小中学校に在籍している児童生徒の学校給食費について全額を助成する、仮称ではございますが、多子世帯への学校給食費助成事業を実施することを検討いたしております。

この事業では、学校給食費管理システムを用いて対象者の抽出や助成内容の管理を行う必要があります。来年度当初から事業を実施するためには、事前に当該システムの改修が必要となることから、今回この改修業務に係る経費について補正するものでございます。

以上で、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、教育部関係分についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。

ただいま執行部の御説明が終わりましたが、先ほどと同様、御提案ですが、資料が2部ございますので、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）と第5号をそれぞれ区分けして質疑を行いたいと御提案しますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、まずは議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。

#### **中川原豊志委員**

2ページの歳入、市債のところで、田代小学校と旭小学校の市債の件の説明があったんですけども、もうちょっと詳しく教えてもらえないかなと。

この市債を増額することによって、大規模改造工事業自体の金額は変わらないってということで確認しておいていいですか。

#### **佐藤正己教育総務課長**

田代小学校の大規模改造事業につきましては、当初事業費が3億9,000万円で充当率75%、2億9,250万円を起債として予定しておりました。

それが3億9,000万円の90%になりましたので、3億5,100万円の増額で、5,850万円増えた形となっております。

旭小学校の大規模改造事業につきましては、2億4,542万2,000円の充当率75%、1億8,400万円が充当率90%で2億2,080万円になりましたので、3,680万円増えた形となっております。

中学校債につきましては、基里中学校の大規模改造事業で事業費950万円の75%で710万円の予算が90%になりましたので、850万円となり140万円の増額となりまして、今回、小学校、中学校債総額で4億8,450万円が5億8,120万円で、総額として9,670万円の増額という形となっております。

事業費について変更はございません。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにありませんか。

#### **西依義規委員**

6ページのなかよし会の人件費が増えた分、人事院だったですか、具体的にどれぐらい増えるんですか。

#### **牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長**

先ほど説明したとおり、なかよし会の人件費は市の会計年度任用職員に準じた支給を行っていることから人件費の増をしているところでございます。

今回補正をいたしております800万円ほど人件費として増額を見込んでいるところでございま

す。

#### 西依義規委員

それこそなかよし会って、足りてないでしょう。足りてるんですかね。

足りてないので、もちろん国の会計年度さんに合わせるのはよかろうばってん、それでも足りてないっていうのがあるけん。

そのラインを絶対守らないかんとですか。

これ、別に民間のところでしょう。

#### 牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

給与の制度として、なかよし会が、この人事院勧告っていうか、市の会計年度任用職員に準じて支給をしなければならないということではございませんが、今なかよし会が持っている就業規則等におきまして、市の会計年度任用職員に準じて支給をするという規定を持っておりますので、現在それに従って支給を行っているところでございます。

#### 西依義規委員

先ほどの健康福祉みらい部のところでも成富委員がおっしゃったように、いろんな役割もあるし仕事も違う。

会計年度任用というのは1ランクしかないんですか、いろんなランクがあるんですか。

#### 牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

市の会計年度任用職員もいろいろな職種によってランクがございまして、なかよし会の採用している会計年度任用職員の給料表につきましては、市の保育士と同等の水準で支給をしているところでございます。

#### 西依義規委員

もちろん保育士も足りんで、そこも足りんとやろうけど、たまたまこういう議案があったんで、ぜひ検討いただきたいと思います。

以上です。

#### 中川原豊志委員

同じところで。

この800万円ですけど、9月の補正で指導員募集を十数名だったかかけて、その分の増員する分も含めて800万円も入っているのかっていうのと、その増員の状況はどうなのかっていうのを再度確認させていただきたいと思います。

#### 牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今回補正をお願いしております800万円というのは、現状在籍している指導員の給与の改定分になっておりますので、前回9月補正でお願いしました10名分というわけではございません。

その後採用して、現在なかよし会に在籍している方については、当然、こちらの補正の中に入っておりますけれども、将来雇うであろう方の分については、今回補正の中には入っていないところでございます。

あと、採用の状況でございますが、さきの一般質問でも御質問があったときにお答えいたしました。常勤の指導員については、現在のところ純増で1名っていうふうな状況になっておりますので、引き続き採用については、努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

#### **中川原豊志委員**

今のところ純増で1名だったですか。

そういう質問があったみたいですが、一生懸命頑張っていると思うんですけど、やっぱり10名確保することによって来年度以降のクラブが――要は、建物が出来上がって開設できるけれども、指導員が募集できなかったら、逆に箱物が出来たって開設できない状況になって、また待機児童が発生するという可能性もあるんです。

9月の補正でそういう議案を出してもらったときに、よし頑張れよという気持ちで通した分なんで、もう少し努力をしてほしいなど、頑張っていると思うけれども、その辺の取組はどんな状況ですか。

#### **牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長**

なかよし会の指導員の増員に対する取組につきましては、これも一般質問でも質問がございましたのでお答えしておりますが、市報掲載の強化、ハローワークへの再度の依頼、なかよし会の理事さんたちへの直接勧誘のお願い、お仕事勧誘イベントへの参加、保育系大学等への勧誘、外国人留学生への依頼、人材派遣会社の活用など、今考えられる部分について手を打っているところでございますが、先ほど申し上げたとおり十分な結果が得られておりませんので、引き続きまた違う方法も含めて採用について努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

#### **中川原豊志委員**

頑張っているのは分かるんですが、やっぱり結果としてつながってこない、補正した金額も意味がなくなっちゃいますし、また新年度になったときに、なかよし会に入れられないという状況も発生する可能性があります。

ですから、あらゆる手段ということも言われてますが、例えば9月補正した金額の中であれば、半年間ぐらいの給与を見ていたと思うんですが、半年間、今からだったらもうないんで、処遇を少し多めにその補正の中から出すとか、どうにか予定人員まで持ってくる努力をするとか、そういうことは考えられないですか。

#### **牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長**

そういう処遇の改善につきましては、現在なかよし会が持っております就業規則等において市の会計年度任用職員に準じて支給を行うということがまず一点と、会計年度任用職員の水準についても市の保育所に勤務の会計年度任用職員の水準同等の支給を行っておりますので、現時点ではなかなか難しいものというふうに考えております。

今後の処遇に関しましては、我々も集まりやすい状況をつくるという点で検討してまいる必要があるものと考えているところでございます。

#### **中川原豊志委員**

できんことを言ってもしょうがないけど、取りあえず9月補正した分が無駄にならんように本当に努力をしていただきたい。

いろんな規定があって変更できんところがあれば、いい方を紹介してもらったら紹介していただいた特典みたいなものを何か考えると、何らかの方法を考えられんかなと思います、一応要望としておきます。頑張ってください。

#### **樋口伸一郎委員長**

議案を超えたところの処遇改善とか待遇改善に対する要望ということですので、ここまでのことにしておきます。

#### **西依義規委員**

委員長に許可を頂きたいんですけど、学校施設管理費には、今給料と職員手当と共済費しかないんですけど、一般質問で雨漏りの話が出てたんですよ。

それに対してお尋ねしてもいいですか。

#### **樋口伸一郎委員長**

全く絡まないですか。

#### **西依義規委員**

給料と職員手当と共済しか入ってませんので、絡まないとは思んですけど、現状を委員会の場で……

#### **樋口伸一郎委員長**

発言を許可します。

#### **西依義規委員**

ありがとうございます。

一般質問であってました雨漏りの答弁が納得いかないんです。

雨漏りしてますけど御理解くださいみたいなやつだったんで。

いろいろ聞いたら、いや、雨漏りってなかなか複雑で直せないんですよって。

なぜできないのか、我々も納得いくような——鳥栖中学校の話はずっと聞いてるんですけど、田代小の体育館もするけど、できないと。

そこをちょっと教えてほしいんですけど。

#### 佐藤正己教育総務課長

まず田代小学校を先に御説明します。

田代小学校の雨漏りは、あれは雨漏りではなくて、雨の吹き込みになってます。

田代小学校の体育館の構造上、換気口が屋根の上にあります、その換気口から雨が降り込んでいる状況でございますので、雨漏りするんで換気口を塞いでしまうと、逆に体育館の中で熱が籠ってしまうという矛盾したことも起きてしまうので、そこだけ塞いでしまえばいいという問題ではないので。

私たちが今回の大規模改造のときも業者さんにいろいろ検査をしてもらったけど、雨漏りだけしないようにそのガラリっていうか、換気口を塞ぐことは現状厳しいという判断をいただいたところで、今対応できてないということです。

それから鳥栖中学校につきましては、大規模改造を迎える年月を経ておりまして、鳥栖中学校でも令和3年度、4年度といろんな箇所を大規模な費用を入れてしておりますが、雨の染み込み部分が今回の質問があった1階の廊下とかに出てきてる部分ですので、染み込みが出てきてるところだけを塞いだとしても、当然、別のところから出てくるってようなこともあります。

そういうことをするのは実際足場を組んで調査して——全面的にもやるとすると足場を組んで大規模な工事をしなきゃいけないということもあって、そのところの部分がありまして、大規模改造も近いということで今のところ取組をしてないような現状でございます。

#### 西依義規委員

まず、その田代小学校の体育館の構造上の問題は、設計した人の問題でしょうか。おかしくないですか。

家のリビングの換気口が壊れて、じゃぶじゃぶぬれてます、防げませんって言ってるのとあまり変わらないですよ。

鳥栖中学校のやつも自分のことと思ってよ。

庁舎の廊下がじゃばじゃば雨漏りしよったら絶対直すじゃないですか、けど学校やったら直さんとでしょう。

だから、その辺聞きよって、どうも何か……。

応急処置もできないんですか。

#### 佐藤正己教育総務課長

鳥栖中学校は何か所かずっと出てますので、対応してはいます。



実際に、今回、田村議員の質問があった箇所については、1か所だけじゃなくて複数箇所出ますので、さっき言ったように、どこから漏れてるのかっていう特定ができませんので、大がかりな調査をかけて大きな工事をするとすると、長期間にわたりますので、工事期間中の音とかを考えると、仮設校舎を建てないといけなとかになる……、そういった部分を全部検討することになってきますので、その部分を現状まだ取り組めていないところでございます。

**樋口伸一郎委員長**

休憩します。

午後3時16分休憩



午後3時17分開会

**樋口伸一郎委員長**

再開いたします。

**西依義規委員**

ちょっと議案から外れましたけど、重大なので、またぜひ委員会の所管なりで協議していきたいと思います。

以上です。

**樋口伸一郎委員長**

ほかに議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）に関しての質疑はございませんか。

**牧瀬昭子委員**

6ページに関連してです。

募集ということで、その中には入らないということだったんですが、それだと集められないのではないかとということでおっしゃっていた中身で、やっぱり新しい方にも処遇改善をしないといけないのではないかとということが、今の話の流れがあると思います。

で、理事さんたちに今回直接勧誘していただくという点が一つ進んでるのかなとは思いますが、その際に1人しか増員されなかったということは、その理事さんたちからどんな御意見を頂いているかをお伺いしていいですか。

**豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長**

理事さんには給料面で非常に難しいんじゃないかという御意見を頂いています。

我々執行部が話してるのは、それでは、事業費全体を議員さんが言われるように増額していきましょうと。

僕が来た3年前は1億1,000万円ぐらいで始まったんですけど、今1億5,000万円で、来年は、さっき課長が説明した人事院勧告分が乗って、2億円ぐらいになるんです。

それで事業費が膨らむとなると、なかよし会を利用されている人と利用されていない方の、いわゆる受益と負担の関係もあるから、利用料も今回上げさせてもらってるんです。

利用料をもっと上げる必要があるという説明をすると、利用料をどこまで上げるか、事業費をどこまで膨らませるか、それによって、何人幾らで雇うかという問題が非常に難しいというふうに話をしています。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

理事さんたちからの声、ありがとうございます。

理事さんも、やはり給与の面をクリアしない限りは、声を掛けられないということだと思うんですよ。

理事さんも子育てをされて、御自身のお子さんを預けられていて、大変ありがたいという思いもあると思うので、そういった面で利用料の増額とかも御協力いただくことを御説明されているところだと思うんですけど、実際上がっていかない限りは理事さんたちも言えないと思うんで、それについては、もう全然増額する展望が持てないのか、その辺りはいかがですか。

#### **豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長**

今回、令和6年4月1日から利用料月額4,400円を6,000円に変える予定です。

その後、引き続き2年後をめどにそれでいいのかという検討は理事の中でもやっていくようになってます。

ただ、いかんせん理事も1年で変わる——保護者会の会長も多いですし、市役所の関係者も変わる可能性が高いですから、その辺の見通しというのは、一応ルール上はそういうふうには持っていこうと考えているんですけど、そういう状況です。

ちなみに、理事さんたち、あるいは保護者さん自体が支援員さんになっていただけませんかと言うと、やはり理事さんにもよりますけど、やっぱり年収300万円とか350万円ないところと——うちの常勤さんで多い人で240万円ぐらいですから、到底届いていないという金額があります。

一方で、今回二、三度にわたって鳥栖のハローワークの所長さんに鳥栖市の求人の動向と求職の動向についていろいろ教えていただきました。

それと、所長さんの紹介で企画官という方にハローワークの募集の在り方の見直しとかを提案  
いただいて、今そういう方向で調整をしています。

鳥栖市の動向としましては、やっぱり福岡県が近いんで、この間県知事が最低賃金を900円に上  
げましたけど、それでも福岡のほうがまだ41円高い。

それと、今パートタイムに属するところの通勤手当というのは、福岡県も往々にして出してま  
すので、鳥栖が出したところで通勤手当の福岡のデメリットが消えてしまうから、どうしても福  
岡に行ってらっしゃる方が多い。これが1点。

もう一点が、ハローワークに求人を探りに来る方が例年に増してやや減ってるだろうと。これ  
はハローワークの所長の推察です。

なぜかという、今スマホでネット情報から入っていける手軽さがあると。これが1点。

ですから、そっちのほうにも我々は網をかけて今求人をやっています。

この辺りの中身で、もう一点あるんですけども、パートタイムさんになぜなかよし会を選ん  
でいただけないのかという、給料もさることながら、ワーク・ライフ・バランスだろうという  
推察なんですけれども、夜7時までというのが——特に男性もそうですけど、女性の方も午後5  
時までならという点、あと土曜日勤務がある、これが月曜日、金曜日ならと。

時給的に決してなかよし会は安くはない。

むしろ、鳥栖市内においては高いほうかもしれないけれども、そういう土曜日勤務であったり、  
午後7時までというところはやはり難しい。

保護者さんの需要を聞くと、やっぱり午後7時までって。

理事会でもこれを午後6時に前倒すというのは難しいなど。

なので、うちの支援員さんの給料の問題もあるという認識の上で、給料だけではない。

中川原議員からも努力しろとっていただいたんですけども、あの手この手をやって手がな  
い、これ以上手が足りないのも一つ私は認識しています。

ただ、ない中で今持ってる手でどこまで広げていって、御心配していただいているように施設  
をせっかく建てていただいたのですから、無駄にしないようにという方向を何とかやっていけた  
らなど。

ただ、10年、15年前から待機児童がありますから。そのときから施設不足と支援員不足って言  
ってますから、それが1年間でお金をつけていただいたからすぐに変えられるかっていうのは、  
我々も最初から考えてはいました。

何かやらないと、ということで今回チャレンジさせてもらってるということは御理解いただけ  
たらと思います。

以上です。

### **樋口伸一郎委員長**

この先の処遇改善とか、さっきの中川原委員同様に、意見、要望であれば、次ぐらいでまとめてお伝えをしていただければと思います。

### **牧瀬昭子委員**

では最後に、集まらなかった場合はどのように対応されるということでしょうか。

### **豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長**

国が示す基準というのは、児童40人に対して2名の配置で、1名は代替職員でよいと。

令和5年の4月1日現在は37人、16クラブでスタートしましたから、1クラブ当たり2.3人でや  
ってるんです。

でもこれは40人の中に元気な子だったり支援児さんだったりが増加傾向にありますんで、現場  
の支援員からは、人数が足りないと、全然足りないといいこと言われてるんで、今折り合いを  
つけてるのが、やっぱり1クラブ当たり3人は常勤職員さんが欲しいよねと、そうすると令和6  
年4月1日に20クラブ開かせてもらおうと60名。

我々は、そのうちすぐに37、38人が60名までにはならないだろうから、45名とか50名を今年目  
指しましょうと。

実際に二十二、三名の応募をいただいて、11名ぐらい代替さんとか長期のみで、三、四名入っ  
ていただいたんですけども、いかんせん支援員の現役さんが高齢の方だったりお体の調子だっ  
たりがあるもんですから、入ってくる方が四、五名あっても、辞める方が四、五名あって、結局  
純増が1名という状況です。

だから2.3名の数字を、現場に無理を言って2.2名でお願いしますと言うのかどうかは、最終的  
に年が明けて入会者の方がどのくらい申し込まれて、我々がどれくらい受けられて、それを支援  
員さんたちがどれくらい子供たちの安全を確保前提でやっていけると、その調整がつくのが多  
分1月末だというふうに考えているんで、その時点でそういう要因を加味しながら理事会のほ  
うで決定していきたいというふうに考えてます。

以上です。

### **牧瀬昭子委員**

分かりました。

ありがとうございます。

### **成富牧男委員**

もういろいろ出てますので確認です。

課長が言われた会計年度任用職員の賃金水準は、鳥栖市の保育士さんと同じ格付を考えている  
という。

しかし、保育士さんの格付にするか決まったものじゃないですよ。

たまたま保育士さんを基準にしていますっていうことでしょう。

それが一つです。

それと、そうであれば、保育士さんを基準にしていますからじゃなくて、上げることもできるっていうことは確認できますか。法律か何かで決まってるわけじゃないですよ。

#### **牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長**

委員御指摘のとおり法律で決まっていることではございませんが、鳥栖市の会計年度任用職員に準じて支給をするという就業規則をなかよし会が持っているということがまず一点。

その運用の面で、今の会計年度任用職員の水準の話ですけれども、保育士のところで支給を行っている部分については、現在なかよし会の仕事の内容等から鑑みて、保育士等の水準を採用しているっていうところで考えているところでございます。

#### **成富牧男委員**

今言われたことは、もちろんそれには予算を伴いますけれども、運営協議会の中で。

あと鳥栖市には保育士さんじゃない高いレベルのいろいろありますから、例えば同和教育指導員さんは、もうちょっと高いですよ。

今のは例えばですけど、そういうのをいろいろすることは自由なんですよ。

予算が伴いますので、実際にしようってなるかどうかは別として、それを予算を考えなければできないでしょう。

#### **牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長**

先ほど委員からも御案内あったとおり、理事会等でそういう議論になって、なかよし会の規則改正がなされればできるものというふうに考えております。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）に対する質疑は終わります。

お諮りします。次は第5号ですが、時間によっては少し長くなる可能性もありますが、このまま続けてもいいですか。どうですか。（「関係ない課は帰ってもらったら」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

**午後3時30分休憩**



ようか。

#### 樋口伸一郎委員長

具体的な年齢だそうですが、お答えできますか。

#### 立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

該当としては、小中学生の対象となる、7歳から15歳、この幅の方たちがまず対象者の候補として上がってくるような形になってまいります。

#### 牧瀬昭子委員

今回一般質問でも西依議員からもありましたし、ほかの議員さんたちからもありましたけれども、中学生までの間で3人いないと第3子として対象者にならないということ自体が、その枠の考え方を広げることができないのかということでの質問です。

これを例えば18歳から7歳、20歳から7歳、22歳から7歳というような形で、ほかの市町がされているのが西依議員の一般質問の資料でありましたけれども、そういったことで対象者を確定し直すとのぐらいの予算がかかってくるのかという試算をどのように考えているのか教えていただけますでしょうか。

#### 立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

まず、18歳の場合、20歳の場合、22歳の場合ということで、それぞれの中で第3子を拾った場合ということですが、18歳までの中で数える場合に、単純に住民基本台帳データ等から抽出した場合に18歳以下の中で小中学校に在籍する第3子で拾えば、その分全部対象として見直していけば、約4,000万円ということになってくるんですけども、この中には就学援助等の対象者も含まれてまいりますので、こうした方々を考慮していくと、概算でございますが、3,500万円程度になってくるんじゃないかと思込まれます。

また同じように、20歳までの中で数えた場合については、住民基本台帳データ等から抽出した段階では約5,000万円。

それから、就学援助等の対象者等を考慮していきますと4,000万円ぐらいまでになるかなと。

そしてまた、22歳の場合についても同様に、住民基本台帳データ等から抽出した段階では、約6,000万円。こちらからまた就学援助等の対象者等を考慮していきますと、概算で約5,000万円。

ですので、それぞれちょっと幅がある中での話になりますので、18歳までの中で数えれば、3,500万円から4,000万円程度になるんじゃないかと思込んでおります。

また、20歳までということであれば、4,000万円から5,000万円。

22歳までということであれば、5,000万円から6,000万円ということで見込んでいるところではございますけれども、これはあくまで今後、当初予算に向けて精査をしていくということでお考えしております。

### 牧瀬昭子委員

詳細なデータありがとうございました。

このシステム改修をする前までに住民基本台帳の中から何歳から何歳までっていうのを決めた上で、このシステム改修にいくというスケジュール感でよろしかったでしょうか。

### 立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

まず対象者の抽出等は、実際には来年度に入りまして、来年度の4月時点での住基台帳なり給食管理費システムの台帳のデータを基に4月になって作業していくこととなりますので、実際の改修自体はそれに向けての改修になってまいります。

### 中川原豊志委員

ちょっと確認させてもらいたいんですけども、今回の多子世帯の3子目以降の給食費の補助については、国の補助金が対象になってるわけですね。

国の補助金の対象となる年齢が、中学校3年生までに第3子までいることというふうになっているのか、西依議員の資料にもあったんですけども、いわゆる18歳以下でもいいとか、これは市で決めていいものなのか。

また、今回はシステムだけれども、新年度に入ったら実際給食費を補助するわけですね。

これも国庫補助金になるわけでしょう。全額国庫補助金？

### 姉川勝之教育部長

今回のシステムの改修を行うための財源といたしましては、国の重点交付金の活用というふうな形で考えております。

先ほどの中川原委員の御質問の補助の要件として15歳未満が限定されているのかということに関しましては、それはないです。

ただ、うちが助成しますので、助成の対象者は、あくまでも小学生とか中学生とかそういった方がうちの所管になりますので、そうなるかと思うんですけど、今言われてらっしゃるのは、第3子っていう3番目の考え方を、どこから数えて3番目に持ってくるのかっていうのを牧瀬委員のほうとかが言われてらっしゃったかと思うんですが、そこが変わることによって対象にならないということはないかと思えます。

ただ、来年度の実際の助成分についても、現時点におきましては、そういう重点交付金のほうの活用というのを検討しているところでございます。

### 中川原豊志委員

ありがとうございます。

ということは、先ほど来話が出ている7歳から15歳じゃなくて、18歳までの間に3子目がいてもそれは構わない——今回の補助メニューの中に入っていると。



そうした場合、給食費のほうに3,500万円ほど余計にかかるかもしれない。

じゃあ、その分に対しても国の補助メニューの中から入ってくることを活用できるのかっていうところまでは。

#### **姉川勝之教育部長**

こちらの重点交付金につきましては、令和4年度でいうと新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのが、今コロナも終息したことによって、名前が重点交付金かな……、たしかそうだったと思うんですけど、そういう名前になっている部分でございまして、基本的には国のほうで予算があって、各自治体に幾らっていうふうな形で割り振りがなされております。

多分、総務常任委員会のほうでは、歳入の面について、今後こういった事業に取り組んでいきたいとかっていう御説明がなされてるかと思うんですけど、うちのほうが逆にこれが増えたからといって、また国から別途お金が来るということはないと思います。

その枠の中で、充当できるかできないかというふうになるかと思えますんで、18歳や22歳とかで増えた部分で、さらにその部分の補助金が別途来るかという、その枠の中でやれるのかやれないのかという話になるかと思えます。

#### **中川原豊志委員**

ありがとうございます。

ある程度理解できましたんで、これから先については、実際にできるのかできないのかも含めて協議をしていただければというふうに思うんですが。

今回の議案については、まずシステム改修をして新年度からそういうふうにしていくということなんで、これはこれとして理解した中で、今後の要望というふうな形にされたらどうかと思います。

#### **田村弘子委員**

今回、中学校3年生までというところでシステムを改修します。

じゃあ、18歳になってまたシステムを改修しないといけないというときに、改修費が発生することってありますか。

#### **立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長**

今お尋ねの部分で、18歳になった場合というのは、例えば来年度当初は15歳から始めて、数年後に対象者を拡大した場合ということで、そういう場合に、その時点でまた改修が必要なのかというお話だと思います。

実際そういうところについては……

#### **姉川勝之教育部長**

今回264万円と、これは今まで住基との連携とかができてない部分もあったので、これだけの金

額ということになっております。

実際にその納品が終わった後に今後していくというふうになった場合は、何らかのぱっとしたイメージとするならば、15歳を18歳に変えるとかそういうだけかもしれないんですけど、そういう制度を考えていく際に、西依委員が一般質問のときに御提示いただいた例の中には、18歳とかの中では、例えば就労者とかは除くとかいったところも——もしそういうのを考えられれば当然、そういう整理も必要になってくるかと思えます。

もし本当にそういうレアケースを除外するとかっていう話になってくると当然、またそれなりのそれを除外させるような何らかが必要になるかもしれないし、その部分については、まだ現時点において、業者のほうに確認していないので、どこまでかかるのか、かからないのかとか、どれぐらいかかるのかというのは、今の段階ではお答えができないところでございます。

**樋口伸一郎委員長**

暫時休憩します。

**午後 3 時47分休憩**



**午後 3 時54分開会**

**樋口伸一郎委員長**

再開いたします。

**成富牧男委員**

技術的な話をするかもしれんけど、3月やったら補正があるやん。

3月補正は先に行くやろう。

だからさっき言われた、15歳で想定しているところを18歳にするのがどれぐらい簡単にできるのか、難しいのか、そういうのも同時並行にできて——当然、協議は内部でも前からやられるでしょうから、そういうことも可能ですよね。

仮に今回15歳でしとったやつを、補正でそういう方向で行こうということで18歳までにするのは意外と、3月末までにできる可能性もありますか。

**樋口伸一郎委員長**

可能性論のお答えを求めるのは、ちょっと適切ではないかなというので、多少御自粛いただきたいんですけど、お答えできれば。

## 姉川勝之教育部長

本当に可能性ということで、要は今、委員のほうが言われてらっしゃるのが、例えば15歳で進んでいく予定ですけども、18歳に変えるとなったときに、やっぱり業者さんからこれだけの費用が別途かかりますよといったときに、3月補正で予算措置をしたら間に合うんじゃないかっていう御質問かなと思うんですけど。

予算面的な流れとしては、可能性としてないわけじゃないかなと。

ただそれが、そのタイミングで実際に業者さんが受ける部分と契約する部分とかそういった部分の中で、本当に最終的に可能かっていうのは、今の段階ではお答えができないと思います。

## 西依義規委員

さっき予算のお話はいただいたんですけど、人数はわかりますか。

18歳だけ教えていただければと。

## 立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

18歳までの中で数えた場合ということですけども、先ほど言いました住民基本台帳のデータから抽出した段階では約800人です。

この中から就学援助等の対象者、こういう者を考慮した場合に、概算でいきますと700人程度になってくるのではないかと見込んでおります。

## 西依義規委員

結構いるなという感触ですけど。

私が心配してるのは、例えば今は仮称ですけど、来年度の事業名が多子世帯への学校給食費助成事業となっていますよね。

それをそのまま市民が読むと、多分普通に、うちは子供3人だから給食費助成だと。そう思った保護者が学校に、ちょっと待て、おかしかやんかというのを各学校が——特に中学校とかがその対応をしないといかんとですよ。

それまで考えれば、もしまだ今15歳でいってるのであれば、この事業名をもうちょっと勘違いしないような……。

がちがちに中学生までですよって書くかせんと、もうそれでいきたいならそうしてほしいのと、もしこういう書き方をするなら、せめて18歳ぐらいが——一般的な人間が思うのは、この事業名を見て、大学生はちょっとあんまりだな、18歳までかなっていうのが、多分この事業を読むあたりなんで、この仮称は、ぜひよく検討されたほうがいいと思うんです。

余計にクレームが来て、余計に大変になりますよ。

この名前的に、何か考え方はどうですか。

## 姉川勝之教育部長

こういう事業を実施する場合につきましては、各学校、保護者の方等に対してきちんと周知等について——対象になる方等についてもそういう御案内等もさせていただかないといけないし、最終的には補助の申請とかもさせていただかなきゃいけないような形になります。

周知の仕方については、西依委員のほうが今おっしゃってあるような勘違いというか、誤解を招かないような名称で——じゃあこうしますというのは今ぱっとは思いつかないんですけど——名称なのか説明なのか、そういったところを最終的には分かりやすくお伝えしていけるようにしていきたいというふうに考えております。

#### **西依義規委員**

この事業が、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減し、子育て環境の一層の充実を図ることが目的なんで、市内小中学校ですよという目的じゃないんですよ。

例えば、長男を私立にやったり県立にやったりしたら、そこはカウントされないので、やっぱりそこも……、その人たちは勝手に県立に行ったからじゃなくて、同じ税金を払いよる方々がそれはしょうがないねと思うのか、いやいや、弁当を作るのは材料費もかかって大変、それでも同じ子育て世帯で、不公平は行政が一番やっちゃいけないものじゃないかなと。

その辺も住民基本台帳できれいに3人カウントして、中学生の15歳を、うちに納めてなくてもカウントをするところまでも広げないと、またそっちの不満が出るんじゃないかなと。

今のこの予定の事業では、そこは違うんですね。

#### **姉川勝之教育部長**

対象者の考え方については、今、西依委員がおっしゃったとおりでございます。

確かに私立とかそういった方でも住民票を置いてある方が多いのかなとも思うんですが、実際、住民票は寄宿舎とかそういったところに持っていったる方もいらっしゃいます。

結局のところ、どこかで把握できない部分とか、住民基本台帳上に載ってないけれども、子供が実際にいるとか、そういったところもありますので、ある一定の基準の中で整理をさせていただきたいというふうに考えて、今こういう提案をさせていただいてるところでございます。

#### **中川原豊志委員**

今、西依議員のお話の中で、例えば一番上のお姉さんでも何でもいいけれども、香楠中学校に行っていて、下2人が小学校にまだいるというところは対象にならんわけでしょう。

その辺は、ちょっと不公平的なところも感じられるんですけども、市の見解はどうですか。

#### **樋口伸一郎委員長**

お答えいただいた後に休憩を取ります。お願いいたします。

#### **姉川勝之教育部長**

先ほど西依委員の御質問にもお答えさせていただきましたが、本当に様々なケースがございます。

す。

そういった中で、事務的な負担というのは、うちの話ですけど、保護者に出していただく負担、例えばそういう学校とかにいらっしゃるとかってなれば、その学校への在籍の確認を取らせていただくかなきゃいけないとか。

うちの小中学校であれば、ちゃんと最初から最後まで給食食べてるっていうのは分かりますけど、ほかの学校に行ったら、本当に給食をちゃんと食べられてるのか、途中で入院して給食費の支払いが止まるとかいうことがあるかもしれないとか、もしかしたら途中で別の学校に移られてしまったとか、ケースはいろいろ考えられます。

そうした中で、確実に市のほうで把握ができる部分として、今こういった形の提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございます。

暫時休憩します。

**午後 4 時 3 分休憩**



**午後 4 時 5 分開会**

**樋口伸一郎委員長**

再開いたします。

ただいま、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）に対して質疑を行っておりますが、引き続きご質問の方はおられませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）に対しての質疑を終わります。





令和5年12月19日（火）





## 1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

高齢障害福祉課長 竹下徹

こども育成課長 高松隆次

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長  
兼保健センター所長 八尋茂子

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

学校教育課長 古賀泰伸

学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

## 5 日程

現地視察

陸上競技場（蔵上町）

駅前不動産スタジアム（京町）

自由討議

議案審査

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案甲第58号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例及び鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第60号鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例

議案甲第61号鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例

議案甲第62号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

議案甲第63号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

[総括、採決]

文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件

[採決]

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし



システム改修費についての議案審査については、行いましたが、その中でもございましたとおり、さらなる拡充といいますか、そうしたことを委員会の形としてまとめることができれば、執行部のほうにお伝えしていくという流れになりますが、これに関しては皆さん方の御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 中川原豊志委員

今の牧瀬議員の提案を委員会の自由討議のテーマとして上げるかどうかを、まず採決を取ったほうが……。

#### 樋口伸一郎委員長

御指摘ありがとうございます。

それでは、今牧瀬委員から御意見頂きました、さらなる拡充のところについてを自由討議のテーマとして上げることで御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。

引き続き御協議をお願いしたいと思います、改めて御意見等はありませんでしょうか。

#### 中川原豊志委員

私もこの多子世帯への給食費無料化については賛成をする立場でございますが、牧瀬議員が言われました、さらなる拡充、また西依議員がされておりました一般質問の資料も参考にさせていただきながら、向門市長はやっぱり子供は社会の宝であると、子ども真ん中の政策をというふうなことで、政策に取り組んでいらっしゃる中で、今回中学校3年生までのくくりってということに対しては、もう少し拡充していただきたいなという気持ちはございますので、牧瀬議員の意見に賛成でございます。

これを委員会としてどういうふうに持っていくかということについて、またいろいろ御意見いただければ。

#### 樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

ほかに何か忌憚のない御意見が頂ければ。

#### 西依義規委員

私も委員会の中で言わせてもらいましたけれど、多子世帯への学校給食費助成事業というお題であれば、市民の方々もそれが中学生までってなるとちょっと混乱すると思うんです。

子供っていったら、せめて18歳——専門学生、大学生を入れるかどうかは分かりませんが、最低18歳——高校3年生程度までからカウントを始めて、3番目以降っていうふうにしたほうが、市民の方々もこの事業名をそのままずっと入れられるかなと思うんです。

あと多分、学校機関にも混乱が生じるかと思う。

いろんな問合せが学校にあって、先生方がそれを全部対応するわけなんです。

そうやって分かりにくい——制度自体は善ですけど、下手したら悪のほうに行ってしまうような可能性があるんで、そういう意味でも混乱を来さぬためにも最低18歳。

私も皆さんの言うとおりに賛同いたします。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

#### **成富牧男委員**

今2人から言われてるとおりで、児童っていったら、法律の中でも一般的には18歳。

だからそれが一番分かりやすいというふうに。

私も拡充っていう方向については、賛同します。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかであればお願いします。

[発言する者なし]

御議論等が特段なければ、制度上の混乱を招くようなところは、できるだけ混乱を招かないようにする工夫であったり、あとは制度自体の拡充。

今言われるように、一般的な考え方としては、18歳とかのくくり、ここら辺が一般的ではないかというような御意見に対しては、特段御異論もないようですので、委員会としての意見の一致を見たということで、執行部のほうに要望という形でお伝えができれば。

そして、こういうやり取りが行われたことをできれば本会議の委員長報告の中で盛り込んでいくというような形で、議事録に残すというような形でいかがかなと思います。

#### **西依義規委員**

264万円の予算に関して。

15歳までのシステム変更でしょうけど、それを18歳までのシステム変更も一応におわせた形で業者さんに委託なり——18歳であればまたゼロからお金がかかりますであれば、ちょっと無駄なんで、15歳でシステムを変更しながらも、18歳になったパターンも一応視野に入れた形でシステム変更していただけると、検討した結果、もしならなくても、そのシステム委託料があまり無駄にならんかなと思うんで、その辺はぜひ含ませればと思うんですけど、皆さんいかがですか。

#### **樋口伸一郎委員長**

どうですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしという声がありますけど。



自由討議ですが、ほかに御発言があればお願いいたします。

#### 西依義規委員

審査中にちょっと言いましたが、学校施設の整備というか、田村議員からの雨漏りの問題とか一般質問であって、教育環境を整備するっていうのも——向門市長も教育No. 1の街を目指されておりますので、これまで以上の学校施設の充実、整備を所管事務の重点テーマとしてやっていくほうがいいんじゃないかなと思いますけど、皆さんいかがでしょうか。

#### 樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

学校施設の拡充ですね。

一般質問等でも多々あっておりますが、これについては、いかがでしょうか。

今、西依委員のほうから所管事務のほうでも時間を活用しながらっていうところも含まれてたので、そこも含めて御意見頂ければと思いますが。

#### 中川原豊志委員

今自由討議の話だったんですけれども、学校施設については所管事務調査でという話なんで、それについては私も賛成いたします。

中学生スピーチ等も聞いた中で、学校の雨漏りだったり、扉がガタガタうるさいとか、自転車置場が少ないとか、いろいろ御意見があってましたんで、担当部署に協議の場を設けてもらって今後の対策について所管事務調査という形で委員会を開いてもらってもいいのかなというふうに思います。

#### 成富牧男委員

全く異議なしです。

一般質問でも多分あったと思うけど、各学校から上のほうに何とかシートっちゅうのを上げるようになってるやろう。（「不良箇所申告シート」と呼ぶ者あり）

そうそう、それが結構出てない。

自主規制している、傾向もあるみたいで。

それで結局10年ぐらい前からほとんど変わっとらん状態って。

だから、ぜひこれを上げていただきたいというふうに思います。

#### 樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

#### 西依義規委員

もう一個、違っててもいいですか。

#### 樋口伸一郎委員長



全然ずれますか。

#### 西依義規委員

いいです。

#### 樋口伸一郎委員長

じゃあ、一回戻します。

そうしたら今の学校施設に関しても同様、御異論等がなければ、こちらのほうは所管事務調査として別途時間を設けてでも協議をしていく、あるいは施設の視察であったり、そうしたことも含めて、来年以降の所管事務の一つに上げていいのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

もちろん現在行ってきたような所管事務調査の整理とかも——あまり無作為に増やすと、それこそ何をやっていいのか分かんなくなるので、そこの整理も含めて、また改めて、西依委員、調整させてもらっていいですか。

今のところはこれを所管事務調査の中に上げていくという方向性で進めさせていただければと思いますので、御理解のほう、よろしく願いいたします。

ほかにあれば。

#### 西依義規委員

委員会中に皆さんのお話をいろいろ聞きながら、なかよし会の指導員の答弁を聞いてたら、もう十分やってます、これ以上できません、という答弁で、答えがないような議論に終わったんで、皆様方が2年間の事務を通して、なかよし会をどうしていくみたいなのが、議論を聞きながら私も答えがよく分からんやった。

時給を上げればいいだけの話ではありませんっておっしゃったんで、出口の見えない議論だったのかなと思ったんで、ちょっと皆さん方がどう思われてるのか聞きたくて。

#### 成富牧男委員

処遇改善策は全部やってると言うけど、まだやってない。処遇改善の国の事業もやってない分がある。例えば研修を受けたらちょっとアップするとかいうのは、ちゃんとやってあるけど。

最後に私が言ったけど、一言で言うと、本当にやる気になれば知恵も工夫も出るはずだけど、もうしょうがないってところの段階になって、諦めが早い。

あと1つは、いわゆる子ども・子育て支援事業計画との乖離があっても——例えば、29か所、千何人やったか、今はそこまでいっとかないかんのに、それに対して何も……、もうちょっと、せめてこれに近づけるとかいうやつが全くないもんね。

自分たちでつくって、供給可能な計画って自ら言ったにもかかわらず、全くそれを恥じもしないし、そこんところは、私は一番問題と思ってるね。

### 樋口伸一郎委員長

これは前回の委員会からもあったんですけど、今、成富副委員長が言わんとされることが、国がいろいろ示してる選択メニューといいますか、そういうのを事務的に行ってるっていうところはあるんですよ。執行部がですね。

A、B、C、Dあるメニューから、C、Dを選んでやるとかは。

ただ、やる気があるところって言ったらいかんですけど、それに上乘せした独自補助政策とかが処遇改善策で盛り込んであったりを自治体ごとにするわけですよ。

なので、その辺のところをいつもおっしゃってはいるんですけど、こればかりは——例えば現地に視察に行って、その独自政策で、どういう処遇改善とかをしてるとかいうのを拾ってきて提案するとかいうのも結構するのはしてきたんですよ。

ただ、それがなかなか鳥栖市は——このなかよし会に限らず保育士不足の問題とかにも関連するんですけど、独自ってなるとなかなか進まないというか……

### 牧瀬昭子委員

答弁の中にもありましたけど、規定の中で、保育士さんに同等のっていうところをずっと言い続けられてると思うんですよ。

なので、時間をもっと延長させて、1人当たり月収20万円から30万円もらえるようになっていかないのは、そういうことが一つあるんだと思うんです。

だから、理事会とかなかよし会の指導員さんたちとか現場の声を拾うような場がないんだろかっていうのを思ってるんですけど、そういうのを所管事務調査でもまた拡大してやっていけるといいなと思っているところです。

### 樋口伸一郎委員長

過去に保育士さんでしたか、各園に行って現地の声を聞きに行くとかしたことがありますよね。

ここ数年は飛んでますんで、またそういうのはいいかもしれないですね。

### 西依義規委員

執行部の答弁が開き直りに見えたんですよ。

あんな答弁なかなか見らなかったので。

だからもう行き詰まって、これ以上やれませんかということなのかなと思ったんですけど、皆さん方にいろんなアイデアがあるんであれば、今後またやっていきたいですね。

分かりました。ありがとうございます。

### 中川原豊志委員

この指導員不足の件についても、所管事務調査で引き続き委員会の中で研究していくというふうな形を取ったらいかがかな。

今回の総括の中で、よかったら成富委員あたりが、指導員を9月補正でやって、採用に結びついてないという状況であれば、新年度になったときにまた受入れができないというふうなことになる大変なんで、さらなる知恵を絞って、積極的にどうにか指導員を増やしていただきたいという要望をしていただけないかなと思います。

#### 西依義規委員

まだやれることがあるっていうのはしっかり言ってください。

本当にもうやれることがないぐらい言ってたんで、いや、やることがあるんだというのをぜひお願いします。

#### 樋口伸一郎委員長

成富副委員長、大丈夫ですか。

#### 成富牧男委員

この場であと1つ言うと、あちらなりのあの手この手の中に派遣事業が入ってるわけよね。

多分検索したら出てくるけど、派遣会社から、いわゆる求人があるわけよね。そういう努力はしてあるわけよ、あちこち。

ただそれが子供たちのためになるか、どうも質の低下——とにかく誰でもよかけん来て、みたいになってるのをちょっと危惧するね。以上。

#### 樋口伸一郎委員長

それも本来は県とかがそういうセンターをつくったりするじゃないですか。

結局それに準じて質が下がるような懸念すら発生するような集め方になってしまってるっていうのもあるんですよ。

その辺も、何とかうまく副委員長のほうから伝えてもらうという形でいいですか。

#### 成富牧男委員

さっき言われたようなところを短く……、またあそこでやるのもね。（「まだやれることがあるというところだけは」と呼ぶ者あり）

#### 樋口伸一郎委員長

そうですね。

#### 牧瀬昭子委員

私は、質を上げるためには研修が必要だと思っているので、研修をするためには、子供たちがいない時間を使わないと全くできないので、そういうのを、午前中の時間とかで、きちんとした報酬を充てるというふうにすれば、報酬も上げられる、資質も担保できるっていうところで、それを拡充等、何かできないかなと思ってるところですけど。

#### 樋口伸一郎委員長

そこも含めた形で伝えていただく——拡充というか、これは改善ですよ。

副委員長のほうから、そのようにしていくところを伝えていただくという形ですね。

それと、さっきのシステム改修の分は総括のほうでお伝えするという形で、学校施設に関しては所管事務のほうに新たに盛り込んでいくという形。

それと、このなかよし会については、もう既に所管事務のテーマとして入ってましたよね。

なので、中川原委員からあったように、引き続き、継続のテーマとして、これで2点はできるんですけど、皆さんから御意見等がほかになれば、ここは2つ、現段階でできることかなというところで盛り込みたいんですけど。この分を執行部に伝えておいたほうがよければ、今回総括の中で併せて伝えておこうかなと思うんですけど、どうですか。

この2つは所管事務調査として上げていきたいというふうに委員会として考えてますから、それに関する御協力が要るわけですよ。現地視察に関しても、事務調査でも。

そこら辺まで伝えておくということによければ伝えますが、どうですか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

まだ時期尚早とかであれば、また1月の段階で練るまで待ってもいいんですけど。

ほかによろしいですか。

#### **中川原豊志委員**

所管事務調査の話になってくると、またテーマがもう少し必要かなと思うんですが、スポーツ施設の充実というのは前からあってましたんで、これは引き続きやっていただきたいなど。

というのは、今回U-15の練習場整備に伴うことと、市民プールの存続についてもどうなるかやっぱり協議していかないといけないことがあると思いますんで、引き続きそこは残してほしいと思います。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございます。

#### **牧瀬昭子委員**

所管事務調査に関しては、この委員会の中ではなくて、また別に予定を立てるということで確認させてもらえればと。

それでいいですかね。

#### **樋口伸一郎委員長**

御認識のとおりです。

定例会ではなく、来年以降の閉会中の継続審査——今回手続しますけど、その中で行っていくので、別の時間に行っていくという認識で合ってます。

じゃあこの所管事務調査は、どのみち執行部の協力が要りますんで、伝えておきましょうか。  
ただ新たになってなって、数が多くなると、それなりの結果も出ないというふうになってくると  
思うんで、これで限定するものではないですけど、また来年集まったときにそれを改めて確認し  
て……

#### 西依義規委員

スポーツに関して、施設整備をするためには、私は条例があつて、計画があつて、整備だと思  
うんですよ。うちは条例も計画もないんですよ。

スポーツ推進計画をちゃんと10年とか計画立てて、市につくってもらうのが一番だと思うんで  
すよね。

そのためには、推進計画をつくりなさいという条例をつくれば、推進計画ができるんで、だか  
らそういうやり方もまずあるのかなと。

整備しろと言っても、彼らには裏づけがないんで。

予算もやっぱり取り合いだと思うんですよね。

彼らにもちゃんと後ろ盾を入れるためには、スポーツ推進計画で——さっきのスタジアムでも、  
ちゃんと整備計画をしたほうが意外と近道じゃないかなという気はしますけど、皆さんいかがで  
すか。（「それは所管事務調査で」と呼ぶ者あり）

#### 樋口伸一郎委員長

今、西依委員から貴重な御意見を頂いたかと思うんですけど、手法とか進め方については様々  
あると思います。

ハードからいくのか、ソフトからいくのかっていうところの御意見は、ぜひまた所管事務の協  
議の中で出していただいて、それに対してまた御意見求めましょうか。

所管事務調査の今追加された3点も併せて伝える形で今日はいきたいと思いますので。

再確認ですけど、なかよし会の職員については、成富副委員長のほうから総括の中で御発言を  
いただくという形でいいですか。

#### 成富牧男委員

はい。

#### 樋口伸一郎委員長

自由討議ですが、ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

これをもちまして自由討議は終わります。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。



## 成富牧男委員

補正予算の中で、会計年度任用職員に準じる改正ということで、なかよし会の話が出ておりました。

その中で、来年度せつかく施設は出来ても、それに従事する指導員さんが足りないという話が出たと思います。

もともとの目標からすると、施設に対して20施設が出来て、それに1施設3名の指導員を充てるという計画だったと思います。

そうすると、60名要ったわけですね。

ところが実際は——そちらも頑張っておられるんでしょうけど、1名増の38名しか今確保できてないと。

今後の見通しも非常に厳しいので、50人くらいの体制でいこうかという話だったと思いますが、皆からの話もあったんですけど、私にしてみれば、全てやったと言われますけど、本当に全てやったのかという気がするんですね。

例えば国庫補助——正確には交付金っていうのかもしれませんが、鳥栖市が予算化すれば取ってこれる事業も本当に100%やっているのか、国からの事業を引っ張ってきているのか、メニューを全部活用しているのか、そういうところにまだできるところが残ってるんじゃないかと私は思っております。

今言ってるのは処遇改善事業。やはり処遇改善ができてないことが指導員を確保できていない主要な要因になっていると思います。

もうちょっとやれることをやる、例えば強調されていましたが、なかよし会の指導員の賃金のレベルっていうのは、鳥栖市の保育士さんのレベルだと言われましたけど、それについても私は確認をさせていただきましたが、まさに民間ですから、確保するためにはそのレベルを上げることは全然違法でも何でもないわけですね。もちろんそれだけ金がかかりますけれども。

なかよし会に対するそれだけの補助も必要になってくると思いますけど、それは全然問題ないということは認められたわけですから、やはりその方向で——今までずっとやって全然変わってないわけでしょう。

それ以上のことができてないわけですから、ぜひ今まで以上に、本当にやれることはないのか——いつも言ってますけど、事業計画を立てたのは皆さんのほうですね。

皆さんのほうで事業計画を立てました、供給可能だと言われました、供給可能ですということを立てられた計画がまだあと1年残ってます、令和6年度ですね。

にもかかわらず、もうゴールに達したみたいに、もうこれ以上できませんみたいになっていきますよね、実際。

だからそのところをどうにかして、指導員を確保するための処遇改善できる手がないのかぜひ真剣に考えていただいて、せっかく施設も増えるわけですから、その施設が無駄金にならないようにしていただきたいと思っております。

大変でしょうけど、支援室もせっかく出来ておりますので、支援室をフル活用していただいて、なかよし会がもっと子供たちを確保できるような——今既に申請が始まっていると思いますけど、4年生以上は入れないのが当たり前みたいになってますけど、建前的には6年生まで入れるようになってるし、そういうところも含めて、まだまだやってもらうことはいっぱいあるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

### 樋口伸一郎委員長

これについては補足を。

総括の前に自由討議を行っているんですが、委員間の合意形成が図られた総意として、処遇改善であったり、確保策であったり、国のメニュー等々に限らず、独自の検討も含めて鋭意取り組んでいただきたいという御意見でしたので、加えてお伝えをしておきます。

それと私のほうから1点総括があるんですが。

システム改修費が今回224万円でしたかね。（「264万円」と呼ぶ者あり）

264万円、失礼しました。

それがありませんけど、この中での第3子等に関する取扱い範囲についての議論が自由討議の中で行われました。

これも委員間の総意ということでまとめた結果をお伝えしたいんですけども、これは国のほうでも、制度上の年齢としては18歳を基準に議論が進められているという状況ですので、最低でも18歳という枠組みの中で、できれば18歳までは最低のラインとして。

なおかつ鳥栖市においては、さらなる拡充について御議論をいただきたいと。

18歳という国の指針に限らず、鳥栖市は県内で見れば子供の多い町でもございますので、将来性を含めて、この年齢制限というか、第3子の取扱いについては、このシステム改修費の結果を問わずに、今後御議論いただいて、検討いただいて、さらなる拡充につなげていっていただきますようにということで委員間の総意が見られましたので、これは委員会の御要望としてお伝えをさせていただきますというふうに思ひます。

あと加えて、自由討議の中で学校施設の雨漏り等のお話もございました。

併せて、先ほど副委員長からございましたとおり、なかよし会で職務する職員さん等々のこと、併せてスポーツに関する事というものが自由討議の中で行われました。

学校施設につきましては、今委員会ではなく、今回改選がありましたので、これから閉会中の







議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

樋口伸一郎委員長

次に、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当文教厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当文教厚生常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案甲第58号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例及び鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第58号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第60号鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第60号鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



#### 議案甲第61号鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第61号鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



#### 議案甲第62号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第62号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



#### 議案甲第63号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第63号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。



鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員会年長委員 成 富 牧 男

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 樋 口 伸 一 郎

